

令和8年2月 軽微な変更分

西海市過疎地域持続的発展計画

【令和3年度～令和7年度】



長崎県西海市

令和3年9月策定

西海市過疎地域持続的発展計画目次

○ 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(ア) 自然的条件	1
(イ) 歴史的条件	2
(ウ) 社会的条件	2
(エ) 経済的条件	2
イ 過疎の状況	3
(ア) 人口等の動向	3
(イ) これまでの対策	3
(ウ) 現在の課題と今後の見通し	3
ウ 社会的経済的発展の方向の概要	3
(ア) 産業構造の変化	3
(イ) 地域の経済的な立地条件	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口	5
イ 産業	6
(3) 行財政の状況	7
ア 行財政の現況と動向	7
(ア) 行政	7
(イ) 財政	7
イ 施設整備水準等の現況と動向	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現況と問題点	12
ア 移住・定住	12
イ 地域間交流	12
ウ 人材育成	12
(2) その対策	13
ア 移住・定住の促進	13
イ 地域間交流の推進	13
ウ 人材育成及び確保	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
ア 農林水産業	16
イ 商業	18
ウ 工業・企業誘致	18
エ 観光・レクリエーション	19
オ 情報サービス業	20
(2) その対策	20

ア	農林水産業の振興	20
イ	商業の振興	21
ウ	工業の振興・企業誘致の促進	21
エ	観光・レクリエーションの振興	22
オ	情報サービス業の振興	22
(3)	計画	23
(4)	産業振興促進事項	30
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	30
3	地域における情報化	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32
4	交通施設の整備、交通手段の確保	33
(1)	現況と問題点	33
ア	市道・農道・林道及び国道・県道	33
イ	地域公共交通	33
(2)	その対策	34
ア	市道・農道・林道及び国道・県道の整備	34
イ	地域公共交通の充実	34
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36
5	生活環境の整備	37
(1)	現況と問題点	37
ア	上下水道	37
イ	ごみ処理及びし尿処理施設等	37
ウ	住環境	37
エ	消防・防災	38
(2)	その対策	38
ア	上下水道の整備	38
イ	ごみ処理及びし尿処理施設等の整備	38
ウ	住環境の整備	39
エ	消防・防災体制の整備	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	43
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	44
(1)	現況と問題点	44
ア	高齢者・障がい者福祉	44
イ	結婚から子育て	44
ウ	保健・健康づくり	46
(2)	その対策	47
ア	高齢者・障がい者福祉等の充実	47
イ	結婚から子育て支援の充実	47
ウ	保健・健康づくりの推進	47
(3)	計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	52
7	医療の確保	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53

(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
8 教育の振興	55
(1) 現況と問題点	55
ア 教育環境	55
イ 生涯学習・スポーツ	55
(2) その対策	56
ア 教育環境の充実	56
イ 生涯学習・スポーツの推進	57
(3) 計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	65
9 集落の整備	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	67
10 地域文化の振興等	68
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	69
(3) 計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	71
11 再生可能エネルギーの利用の推進	72
(1) 現況と問題点	72
(2) その対策	72
(3) 計画	73
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	73
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	74
(1) 現況と問題点	74
ア 自然環境	74
イ 行政サービスの高度化	74
ウ その他	74
(2) その対策	74
ア 自然環境の保全及び維持	74
イ 高度な行政サービスのまちづくり	74
ウ その他	74
○事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	75

○ 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

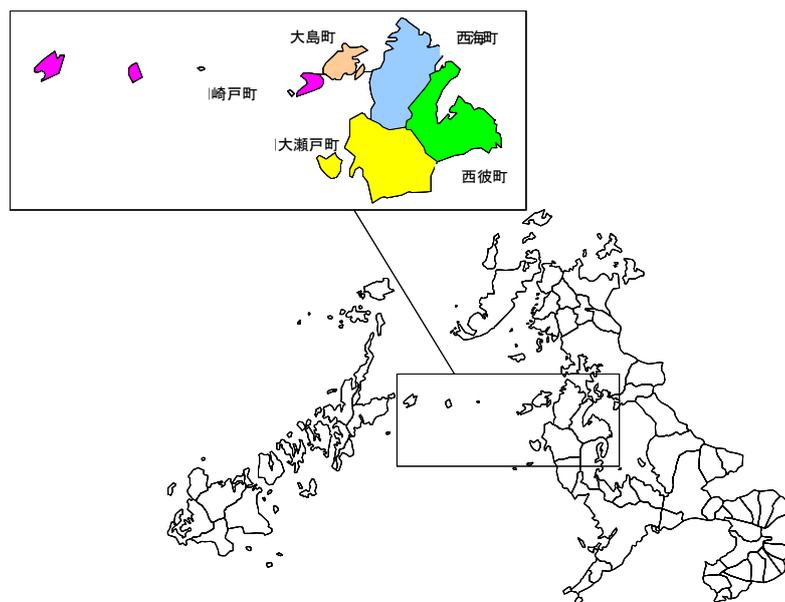
(ア) 自然的条件

本市は西彼杵半島の北部にあり、県内の二大都市である長崎市と佐世保市の中に位置しています。また、東岸は大村湾に、西岸は外海の五島灘、角力灘に面しており、竹ノ島、平島、江島、松島といった架橋で結ばれていない4つの有人島を有しています。

総面積は241.60k m²（令和2年1月1日現在）で長崎県全体（4130.95k m²）の5.8%を占めています。

また、本地域は、リアス式海岸などの複雑な地形を持った海岸線や、点在する大小さまざまな島、丘陵起伏が続く地形といった美しく優れた自然景観を有しており、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園の3つの自然公園に指定されています。

■西海市管内図



(イ) 歴史的条件

永禄5年(1562年)、日本最初のキリシタン大名である大村純忠(1533年~1587年)が、横瀬浦(西海町)にポルトガルとの貿易港を開港したことから、本市は南蛮貿易やキリスト教とゆかりの深い歴史を有しています。また、江戸時代には大村藩に属しており、大村藩の捕鯨基地としても栄えていました。その後、炭鉱全盛期と、石炭から石油へのエネルギー革命による炭鉱閉山期を経て、現在に至っており、炭鉱全盛期を偲ばせる遺跡も残されています。

町村制が施行された明治22年4月時点では、亀岳村、大串村、面高村、七釜村、瀬川村、黒瀬村、崎戸村、江島村、平島村、瀬戸村、多以良村、松島村、雪浦村の13村で構成されていました。その後の合併、編入、町名変更を経て昭和44年1月に西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の5町構成となり、平成17年4月1日に5町が対等合併し、西海市となりました。

(ウ) 社会的条件

平成27年国勢調査時点の本市の人口は28,691人、世帯数は11,494世帯となっています。集落は、離島を含め広範囲に分散しており、社会的条件整備の面からも効率性に乏しく、本市が過疎地域から自立する上で、大きな課題となっています。

生活圏は、市内及び長崎市、佐世保市を含めた近隣市町が主要地であり、本市東岸の大村湾沿いを走る一般国道206号と、西岸の五島灘、角力灘沿いを走る一般国道202号が、本市と市外の生活圏とを結ぶ主要道となっており、大島町、崎戸町は平成11年に開通した大島大橋によって本土と結ばれています。また、長崎県西彼杵半島を縦貫する地域高規格道路「西彼杵道路」は、これまでに佐世保市指方町から西海市西彼町大串までの区間14.2kmが完成し、本市南部地域から高速道路インターチェンジへの時間距離が大幅に短縮され、アクセス利便性が格段に向上しました。

また、九州新幹線長崎ルートの開業に向けた取り組みが進められており、開業後の交流人口拡大や経済効果に大きな期待が寄せられています。

市民の就業機会や購買活動については、市外への依存度が高く、地域産業に大きな影響を与えています。このことから、地域の活性化を図るためには、市内における生活環境の整備や就業先の確保が重要な課題です。また、進学や就職による若年層の市外流出により人口減少が進み、少子高齢化の進展や集落の維持が大きな課題となっています。

(エ) 経済的条件

第一次産業のうち、農業では、生産に適した気候や地理的特性を活かし、みかん、びわ、施設園芸によるイチゴ、トマトなどを中心とした多様な作目の栽培が行われています。また、養豚が盛んに行われており、県内一の飼育頭数を誇っています。

近年は、市北部地域で大規模な農業基盤整備事業を推進しているほか、オリーブやアボカドなど新たな農作物の栽培に挑戦する動きも出てきています。

林業では、これまで森林組合を中心として、主にヒノキの造林・保育が行われてきています。

水産業では、沿岸漁業を中心とした漁業が営まれ、イセエビ、カサゴ、クエ、イサキ、カキ、カタクチイワシなどの水産資源を有しています。

しかし、第一次産業全般において、生産物の価格低迷や資材や燃料等の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響による需要低下などの影響等もあり、極めて厳しい経営を強いられるとともに、地域の過疎化と就業者の高齢化に歯止めがかからず、就業人口は断続的に減少しています。

第二次産業では、大島地区の造船所や崎戸地区の製塩所など高度で独自の技術を有する企業が立地しており、地域経済を支える大きな柱となっています。また、現在、本市では、脆弱な雇用環境を改善するため、工業団地の整備や製造業を主要なターゲットとした企業誘致に取り組んでいます。

第三次産業では、大瀬戸町松島に火力発電所が立地しているものの、大多数を占める小売業やサービス業などは、ほとんどが零細な事業所であり、近隣地域のロードサイドへの大規模小売店舗の

進出等により、購買力の市外流出が進み、厳しい経営を強いられています。

また、AIやICT技術の急速な進展による Society5.0 社会の到来は、すべての産業分野に変革をもたらすことが予想されるほか、本市に隣接する佐世保市において誘致活動が行われている特定複合観光施設（IR）については、多くの来訪者や従業員による新たな需要の創出が見込まれ、本市へも大きな経済波及効果が期待されます。

イ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本市の国勢調査における人口は、昭和30年の84,161人をピークに、エネルギー革命による炭坑の閉山、若年層の流出、少子化等の影響により減少の一途を辿り、平成27年には28,691人と、ピーク時の半数以下にまで減少しています。非過疎地域との格差は依然として大きく、人口の流出に歯止めがかかっていないのが現状です。

(イ) これまでの対策

本市では、これまでに過疎地域対策緊急措置法などの関連法律により、市道・農道・林道整備など交通体系の整備施策、高速情報通信網の整備、農林水産業の基盤整備、地場産業の振興等による産業の振興施策、上下水道・公営住宅などの生活環境の整備施策、市民の高齢化に対応した福祉施策、子育て支援策の充実、医療施設整備等による医療の確保施策、さらには学校教育施設、集会・体育・文化施設整備等による教育・文化の振興施策等を講じてきました。

なお、市町村合併により市全域が過疎対象地域となり、過疎地域自立促進特別措置法に基づき実施した西海市過疎地域自立促進計画における平成28年度から令和2年度までの事業費総額は約78億円にのぼっています。

(ウ) 現在の課題と今後の見通し

若年層の流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等、依然として地域活力の低下が進む中、過疎地域からの脱却を図るためには、急速に進展する情報技術の活用や脱炭素社会の実現など、新たな視点も取り入れながら、生活環境の基盤整備、雇用の場の拡大のための地場産業の育成や企業誘致、地域振興の担い手となる人材の育成・確保、子育てしやすい環境づくり、高齢者福祉の増進、地域医療体制の強化等に取り組んでいくとともに、住民が自分達の住む地域に誇りと愛着を持つことのできる、地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進し、人口の流出防止、定住化の促進、また本市と関わりを持つ方（関係人口）の拡大を図っていく必要があります。

ウ 社会的経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

本市の産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第一次産業から第三次産業へ移行してきています。現在、第三次産業従事者は全産業従事者の半分を占める割合となっている一方、第一次産業の従事者は年々減少しており、後継者不足や高齢化により、農地や山林等の荒廃が進み、また漁獲量が減少しています。

第二次産業については、炭鉱閉山後、造船所や製塩所など独自の高度な技術を有する大規模事業所の誘致がなされ、重要な雇用の場となっており、本市経済の牽引役として重要な位置付けにあります。

(イ) 地域の経済的な立地条件

本市は、半島地域である本土部と離島部により構成され、豊富な海山の資源に恵まれています。集落は広大な市域の各所に点在しており、中心市街地に位置づけられるエリアは存在せず、公共施設等も分散しており、効率的な都市整備が非常に困難な地域となっています。

また、本県の主要都市である長崎市と佐世保市の間に位置することから、自家用車保有率の高い

本市市民にとって、両市へのアクセスが比較的容易にできることもあり、労働力や購買力の市外流出が著しく、本市の経済的な発展を大きく阻害する要因となっています。しかしながら、産業の発展や地域間交流の推進、災害発生時の緊急物資輸送や避難ルートとしての長崎市・佐世保市間のダブルネットワークの構築、また、市外の二次救急医療機関へのアクセス改善のためには、道路網の整備は必要であることから、高規格道路（西彼杵道路）の長崎方面への早期延伸が求められています。

本市のような過疎地域が発展するために、有効な手段と考えられる情報通信技術を活用した産業振興については、民間事業者による光ファイバー整備に対して市が支援を行い、令和3年度末までには市内全域で開通することとなります。しかしながら、情報技術がさらに進展した場合、より高速な通信規格である5G等の情報インフラが必要となることも想定されます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市の国勢調査における人口は、昭和35年の80,784人から、炭鉱閉山、若年層の流出、少子化等の影響により減少の一途をたどっており、平成17年から平成27年の10年間で、14.8%もの減少を示しています。

平成27年国勢調査の年齢構成を見ると、高齢者が34.2%で県平均（29.4%）を4.8ポイント上回っている一方、14歳以下の年少人口は11.5%で県平均（12.9%）を1.4ポイント下回っており、本市が県内でも特に少子高齢化が顕著な地域であることが明らかです。

総人口が年々減少する中、65歳以上の高齢者人口が占める割合は上昇しており、少子高齢化の傾向が続くことが予想されます。

■表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 80,784	人 41,941	% -48.1	人 37,610	% -10.3	人 33,680	% -10.4	人 28,691	% -14.8		
0歳～14歳	30,503	10,101	-66.9	7,185	-28.9	4,633	-35.5	3,193	-31.1		
15歳～64歳	45,254	26,430	-41.6	23,046	-12.8	19,036	-17.4	15,040	-21.0		
うち15歳～29歳(a)	16,196	8,102	-50.0	5,278	-34.9	4,371	-17.2	3,289	-24.8		
65歳以上(b)	5,027	5,410	7.6	7,378	36.4	10,011	35.7	9,805	-2.1		
(a)/総数 若年者比率	% 20.0	% 19.3	—	% 14.0	—	% 13.0	—	% 11.5	—		
(b)/総数 高齢者比率	% 6.2	% 12.9	—	% 19.6	—	% 29.7	—	% 34.2	—		

■表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

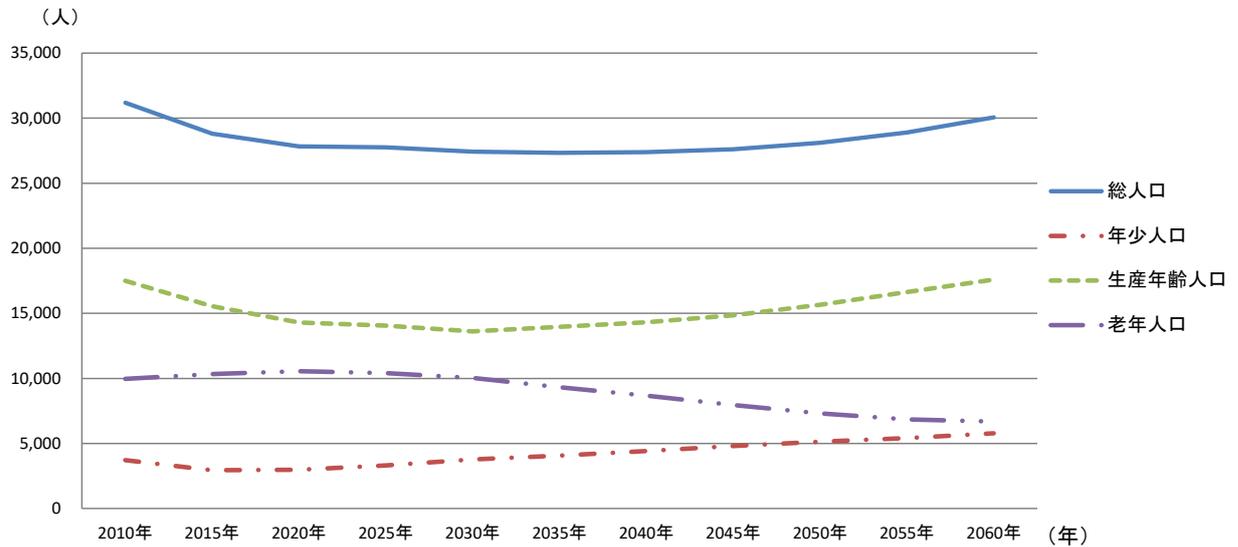
区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 35,638	—	人 34,521	—	% -3.1	人 31,412	—	% -9.0
男	17,074	% 47.9	16,570	% 48.0	-3.0	15,127	% 48.2	-8.7
女	18,564	% 52.1	17,951	% 52.0	-3.3	16,285	% 51.8	-9.3

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 29,401	—	% -6.4	人 26,829	—	% -8.7	
男 (外国人住民除く)	14,159	% 48.2	-6.4	13,081	% 48.8	-7.6	
女 (外国人住民除く)	15,242	% 51.8	-6.4	13,748	% 51.2	-9.8	
参 考	男(外国人住民)	225	0.8	—	391	1.4	73.8
	女(外国人住民)	67	0.2	—	106	0.4	58.2

○西海市人口ビジョンにおける年齢3区分別人口推計と将来推計

市目標人口において、生産年齢人口・年少人口は減少が続きますが、それぞれ2030年(令和12年)、2015年(平成27年)をピークに上昇する推計になっています。2060年(令和42年)には、生産年齢人口が17,599人、年少人口が5,779人となっています。

また、老年人口は2020年(令和2年)をピークに減少する推計になっています。



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	31,176	28,800	27,834	27,758	27,418	27,341	27,391	27,608	28,098	28,891	30,066
年少人口	3,710	2,935	2,985	3,310	3,774	4,069	4,413	4,800	5,134	5,417	5,779
生産年齢人口	17,501	15,542	14,301	14,049	13,605	13,957	14,308	14,845	15,663	16,630	17,599
老年人口	9,965	10,323	10,547	10,400	10,040	9,315	8,670	7,962	7,301	6,844	6,689

イ 産業

平成27年国勢調査における本市の就業人口は13,850人で、平成22年から1,089人(7.3%)の減少となっています。産業別就業人口比率は、第一次産業では「農業」が13.8%で最も高く、以下、「漁業」(3.0%)、「林業」(0.2%)の順となっています。第二次産業では「製造業」が19.2%で最も高く、「建設業」(10.7%)が続いています。第三次産業では、「医療・福祉」(14.0%)、「卸売・小売業」(9.8%)、「宿泊業・飲食サービス業」(4.8%)の順となっています。

産業別就業人口比率の推移を見ると、第一次産業は、後継者不足等の影響により継続的に減少しており、平成27年には全体に占める構成比が17.0%と、昭和35年(49.6%)から大幅に減少しています。第二次産業は、炭鉱閉山等の影響により減少傾向にあったものの、その後は造船所の誘致等により一旦増加に転じ、近年は20%台後半で推移しています。平成22年から平成27年にかけて、「建設業」は11.6%減少、「製造業」は若干ではありますが増加しています。第三次産業の構成割合は上昇しており、平成27年には全体の約半数を占める状況となっています。中でも「医療・福祉」の従事者数はこの平成22年から平成27年にかけて増加しており、高齢人口の増に伴う福祉関係施設の従業員数の増によるものと推測されます。

これまで、高度経済成長を背景に第一次産業から、第二次、第三次産業へ就業人口がシフトしてきましたが、現在、本市においては雇用の場の絶対的な不足による人口減少と、地域内での購買力の低下が、負の連鎖を生み出していることから、地場産業の育成に加えて、企業誘致等による新たな雇用の場の確保、加えて、起業しやすい環境づくりによる新たな雇用創出を実現することが喫緊の課題となっています。

■表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	33,821	19,180	-43.3	17,678	-7.8	16,305	-7.8	13,850	-15.1	
第一次産業 就業人口比	16,790	7,941	-52.7	4,824	-39.3	3,550	-26.4	2,353	-33.7	
第二次産業 就業人口比	9,313	4,957	-46.8	5,317	7.3	4,419	-16.9	4,157	-5.9	
第三次産業 就業人口比	7,715	6,260	-18.9	7,524	20.2	8,336	10.8	7,340	-11.9	

■表1-1(4) 産業別就業人口(国勢調査)

		H22		H27		増減(H27-H22)	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	実数	増減率(%)
第1次産業	農業	2,239	15.0	1,910	13.8	-329	-14.7
	林業	45	0.3	32	0.2	-13	-28.9
	漁業	516	3.5	411	3.0	-105	-20.3
第1次産業小計		2,800	18.7	2,353	17.0	-447	-16.0
第2次産業	鉱業	13	0.1	5	0.0	-8	-61.5
	建設業	1,682	11.3	1,487	10.7	-195	-11.6
	製造業	2,624	17.6	2,665	19.2	41	1.6
第2次産業小計		4,319	28.9	4,157	30.0	-162	-3.8
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	109	0.7	105	0.8	-4	-3.7
	情報通信業	40	0.3	51	0.4	11	27.5
	運輸業、郵便業	681	4.6	558	4.0	-123	-18.1
	卸売業、小売業	1,556	10.4	1,351	9.8	-205	-13.2
	金融業、保険業	129	0.9	111	0.8	-18	-14.0
	不動産業、物品賃貸業	53	0.4	41	0.3	-12	-22.6
	宿泊業、飲食サービス業	742	5.0	669	4.8	-73	-9.8
	教育、学習支援業	394	2.6	372	2.7	-22	-5.6
	医療、福祉	1,902	12.7	1,940	14.0	38	2.0
	複合サービス事業	250	1.7	241	1.7	-9	-3.6
	サービス業(他に分類されないもの)	1,498	10.0	1,428	10.3	-70	-4.7
公務(他に分類されるものを除く)	466	3.1	473	3.4	7	1.5	
第3次産業小計		7,820	52.3	7,340	53.0	-480	-6.1
その他	分類不能の産業	7	0.0	84	0.6	77	1,100.0
合計(分類不能を除く)		14,939	100.0	13,850	100.0	-1,089	-7.3

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

(ア) 行政

市町村合併により西海市が誕生して16年が経過し、現在は、本庁所在地である大瀬戸町を除く各町に、総合支所を配置し、本庁と連携しながら地域振興と行政サービスの提供に努めています。

現状としては、近年の急激な社会情勢の変化により、多様化、高度化する市民ニーズや行政課題への対応力の強化が求められています。

本市においては、効率的な行政運営の実現に向けて、集中改革プランに基づく組織・機構の見直しを進めており、多様化する行政サービスに対応するため、RPA、AI-OCR、スマートフォンアプリ等を活用し、限られた人材でも効果的・効率的に事務を行い、企画立案や市民と直接関わる業務など、本来、職員が取り組むべき業務へ時間を割くことや、行政手続きの簡略化などに繋がるよう事務のデジタル化を推進し、市民の利便性向上、事務の効率化を進める必要があります。

また、市内における類似施設（各種公園、重複する施設など）の統廃合について取り組みを行い、施設管理のスリム化を図る必要があります。

(イ) 財政

平成17年4月1日の市町村合併以降、行財政の効率化と基盤強化に努めてきたところですが、今後は、高度経済成長期に集中して整備された公共施設やインフラが一斉に更新時期を迎え、改修に係る多額の費用負担が予想されるなど、施設の統廃合を進めなければ、行政経費の一層の削減は困難な状況にあります。また、急速な高齢化や子育て支援の拡充に伴う扶助費の増大により、義務的経費が増加し続けているため、歳出削減努力は行っているものの経常収支比率は80%以上に高止まりし、財政が硬直化しており、今後も引き続き、集中改革プランの着実な実行による人件費・物件費など経常経費のさらなる削減を図る必要があります。

また、人口減少の影響による料金収入の減少が見込まれる水道や下水道事業などの企業会計・特別会計においては、業務の効率化や料金の見直しにより、一般会計からの繰出金削減に向けた経営努力を進める必要があります。

さらに、本市を構成する5町では、合併前から普通建設事業の財源に対する地方債への依存度が高く、地方債残高は類似団体と比較しても合併当方で約100億円多い状況でした。このため、財政計画に基づいて各種財政指標に留意しながら、新たな借入れが元金償還額を上回らないよう配慮したり、縁故債や政府資金の補償金免除制度を活用した繰上償還を実施したりしながら公債費の抑制に努めてきました。しかしながら、数値的には類似団体と比較して未だ高い状況にあります。

地方交付税交付額の合併算定替も終了となり、市税の大幅な増収も見込めない状況にあります。今後、多様で高度化した市民ニーズに応えるべく、組織の効率化による経費の削減や事務事業の見直し、過疎対策事業債や合併特例事業債等の交付税措置の有利な起債の活用、西海市総合計画に基づく緊急性・効果を考慮した事業・施策への選択と集中を図りながら、健全な財政運営を確立する必要があります。

■表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	26,297,184	22,600,822	24,022,704
一般財源	14,143,018	13,278,770	12,684,868
国庫支出金	2,993,596	2,687,969	2,555,766
都道府県支出金	1,190,545	1,096,487	1,334,770
地方債	4,443,700	3,167,800	3,268,700
うち過疎対策事業債	175,600	664,300	1,358,300
その他	3,526,325	2,369,796	4,178,600
歳出総額B	25,349,177	21,494,052	22,773,131
義務的経費	10,847,747	8,942,991	9,705,491
投資的経費	5,533,531	3,180,272	3,763,985
うち普通建設事業	5,530,617	3,007,719	3,706,696
その他	8,967,899	9,370,789	9,303,655
過疎対策事業費	190,477	803,260	1,642,430
歳入歳出差引額C=(A-B)	948,007	1,106,770	1,249,573
翌年度へ繰り越すべき財源D	343,034	220,720	195,076
実質収支C-D	604,973	886,050	1,054,497
財政力指数	0.33	0.38	0.30
公債費負担比率	—	—	—
実質公債費比率	13.1%	1.4%	-2.1%
起債制限比率	9.4%	—	—
経常収支比率	81.3%	78.9%	87.7%
将来負担比率	30.7%	—	—
地方債現在高	25,990,820	21,511,716	20,341,163

イ 施設整備水準等の現況と動向

本市における公共施設等の整備は、これまで計画的に進捗が図られたことにより、過疎地域からの自立に向けて一定の成果が現れています。市道の舗装率については、令和元年度末で89.9%と比較的順調に整備が進んでいるものの、市域が広大で、集落が分散していることや、地形の問題で狭隘な道路の数が多く、また道路延長も長いことなどもあり、改良率については22.5%に止まっています。

水道普及率については、令和元年度末で97.0%とほぼ整備が完了しているものの、老朽化が進む施設の更新が大きな課題となっています。

水洗化率については、令和元年度末で74.5%となっており、平成27年度末から5.8ポイント上昇しています。今後も地域の実態に応じた方法により、さらに水洗化率の向上を図る必要があります。

また、人口千人あたり病院、診療所の病床数については、平成30年10月1日現在で15.4床となっており、これは長崎県平均(19.4床)を4.0床も下回っています。さらに、既存の診療所においても医師の高齢化による廃業が見込まれており、地域医療の確保が大きな課題となっています。

■表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成22年度末	平成27年度末	令和元年度末
市町村道			
改良率(%)	21.0	21.9	22.5
舗装率(%)	89.7	89.7	89.9
農道			
延長(m)	28,211	38,170	39,141
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—
林道			
延長(m)	52,124	52,730	52,730
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—
水道普及率(%)	99.6	98.5	97.0
水洗化率(%)	58.8	68.7	74.5
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	15.4	14.5	15.4(H30)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第二次西海市総合計画における、計画期間（平成29年～令和8年）中の西海市のまちづくりに関する将来像及び基本方針は次のとおりです。（第二次西海市総合計画から抜粋）

1. 西海市の将来像

活躍のまち さいかい

～ みんなで目指す人口30,000人 ～

人口減少、少子高齢化や経済の衰退など、日本中の自治体を取り巻く課題が以前にも増して多様化し累積しています。

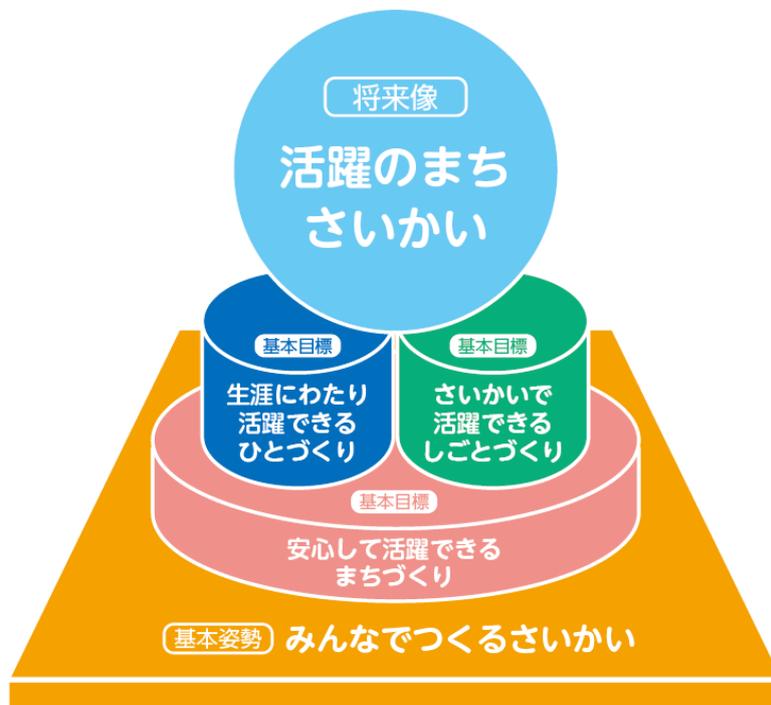
このような状況の中、西海市が将来にわたって持続的に発展していくために市民、市内産業、地域が誇りを持ち活躍することによって様々な課題を解決し、移住、定住、起業、就職、進学、観光などあらゆる場面で「選ばれる」地域となるよう、本市の目指すべき将来像を「活躍のまち さいかい」とします。

第1次総合計画策定から10年間、「つながる ひろがる 未来へつづく 健康の里さいかい」を将来像として、「人と自然が元気な力強い産業と交流のまち」の実現へ向けて推進してまいりました。

今後は、その方向性を踏襲しつつ、西海市一丸となって、「西海市人口ビジョン」で掲げる平成72年（2060年）の人口30,000人達成を目指します。

2. まちづくりの基本目標・基本姿勢

「活躍のまち さいかい」を実現するため、西海市で「生涯にわたり活躍できるひとづくり」、市民一人ひとりが様々な分野で活躍できる「さいかいで活躍できるしごとづくり」、また、人や産業が安定して活躍・発展するために必要な場所として、「安心して活躍できるまちづくり」を基本目標とし、それらが密接な関わりと相乗効果を生み出す土台として、市民、市内産業、地域および他の自治体との相互連携をはかりつつ、効率的かつ市民に身近な行財政運営に努める「みんなでつくるさいかい」をまちづくりの基本姿勢とします。



まちづくりの基本目標①

生涯にわたり活躍できるひとづくり

- ☆家庭、地域住民、市内産業、教育機関及び行政が連携し、子育て環境と教育環境を地域全体で支え、子育て世代の希望を叶えることによって、西海市の将来を担う子どもたちが明るく伸び伸びと健全に育ち、更にその子どもたちが「将来は西海市で子どもを育てたい。」と思える地域になることを目指します。
- ☆市民一人ひとりが健康づくりに高い意識を持ち、生涯現役で活躍できるよう健康寿命を延ばすとともに、だれもが互いにその人らしさを認めあいながら活躍できる地域になることを目指します。
- ☆歴史、伝統、文化、自然、地元産業及び市民の温かい人柄など本市ならではの地域資源を活かした体験学習、食育及び郷土教育等を推進し、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むとともに、国内外における姉妹都市交流などの充実を図り、広い視野と見識を持った世界を舞台に活躍できる資質を向上させ、本市の地域や産業など様々な分野を担う人材を育成します。
- ☆生涯学習環境を充実することにより郷土を担う人材を育成するとともに、ライフステージに応じたスポーツ環境を整備することにより、市民の健康維持・増進及びスポーツ競技の場で活躍できる人材を育成します。

まちづくりの基本目標②

さいかいで活躍できるしごとづくり

- ☆ブランド化、高付加価値化、異業種との連携及びコミュニティビジネス形成などの手法を活用し、高い収益性と安定性を備えた第1次、第2次及び第3次産業を創造・育成するとともに、これら地元産業の情報を魅力的に発信し、さらなる販路拡大や新規就業者獲得などの好循環を生み出すことを目指します。
- ☆市内各地に存在する景観、歴史、自然環境及び地元産業など豊かな観光資源を面的・有機的に融合し、「観る」「学ぶ」「遊ぶ」「体感する」といったあらゆる世代に楽しめる観光商品として磨き上げ、いつでも、誰にでも、何度でも楽しみを提供できる観光地となるとともに、観光地を担うコミュニティビジネス等によって雇用を拡大することを目指します。
- ☆地元産業における技術力の融合や女性の活躍による起業・新産業創出を促すとともに、市外企業の誘致や新規事業展開を呼び込むことにより、直接雇用だけでなく、関連産業の発展による多様な雇用機会の創造を目指します。
- ☆市内における勤労者福祉を総合的に向上させ、すべての労働者にとって働きやすい労働環境の実現を目指します。

まちづくりの基本目標③

安心して活躍できるまちづくり

- ☆地域の繋がりと災害に強い基盤整備により防犯・防災体制を確立させ、市民が安全安心で快適に暮らせる環境づくりを目指します。
- ☆充実した社会保障制度の運営により健やかで安定した生活の基盤づくりを推進し、各種保険制度における財政健全化に努めることで市民の負担を軽減させ、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制を整えることで高齢者の不安を解消し、住みなれた地域において快適に生活できるよう、豊かな共生社会を目指します。
- ☆住宅地や生活道路などの整備、地域公共交通の充実を図ることにより良質な住環境を整え、生活格差のないまちづくりを目指します。
- ☆地元の資源を有効に活用し、自然環境の保全と産業振興とを両立させた、市民が愛着と誇りをもてるまちづくりを目指します。

まちづくりの基本姿勢④

みんなでつくるさいかい

- ☆行政と民間、他の自治体との垣根を越え、広域的な連携を図り、市民の自主的・主体的で、収入、学歴、身体的、年齢、男女の差による隔たりがなく、だれもが参画・活躍できるまちづくりを目指します。

- ☆定住促進、人口流出抑制を図り、子育て世代や若い世代が住みやすいまちを目指します。
- ☆透明性が高く市民に身近な行財政運営に努めるとともに、限られた行政資源を効果的・効率的に運用することにより、市民のニーズに応えるまちづくりを目指します。
- ☆本市の魅力を行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、市民の郷土愛を育むとともに、市外居住者の本市に対する関心と憧れを醸成し、「選ばれる」地域となることを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標 (名称)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
総人口	26,825人	27,690人	

※西海市人口ビジョンに基づく目標値設定

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標の達成状況などは、毎年度、西海市ウェブサイトへの掲載や議会への報告等を行い、計画の進捗状況について情報共有に努めます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

西海市の公共施設等については、半数以上が既に30年以上経過し、建物の老朽化が進んでおり、また市町村合併により用途面で重複する施設もあるなど、道路及び水道施設を含めて、計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行う必要があります。

平成28年度に『西海市公共施設等総合管理計画』を策定し、定期的に点検・診断を実施し、更新費用を最小限に抑え、次世代の財政負担を最小化・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することとしています。

本計画においても西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、公共施設等の適切な管理を行うために必要となる事業を適宜実施します。

なお、今後、公共施設等総合管理計画の改訂された場合には、改訂後の計画に従い、必要な事業を適切に実施します。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

人口減少による地域活力の低迷が懸念される中、本市への移住を希望される方に、検討段階から地域への定着まで移住希望者の視点に立ったきめ細かなサポートを行うため、専任の相談員を配置したワンストップ相談窓口を設け、相談対応に努めてきたほか、長崎県や西九州させぼ広域連携都市圏の構成市町との連携による情報発信や都市部での移住相談会の開催などに取り組んでまいりました。

特に、問い合わせの多い住宅関係の相談については、市内で増加している空き家の有効利用を促進する観点から、空き家・空き地情報バンク制度を整備し、情報収集・情報発信に努め、併せて、空き家改修に対する補助制度など支援策の充実を図ってきたところです。

また、移住を検討の方に西海市での生活を体験いただくため、農林漁業をはじめ様々な体験メニューを備えた農林漁業体験民宿への宿泊費補助制度や、お試し住宅の運営などにも取り組み、毎年一定の移住者を確保してまいりましたが、未だ社会減の状況は続いており、今後も引き続き、市民や移住者のニーズを捉えた効果的な施策の展開、情報発信の強化、関係人口の拡大に向けた取組の強化に努める必要があります。

イ 地域間交流

地域間交流は、広い視野を持った人づくりや、交流を契機とする関係人口の拡大、地域の経済的発展などにおいて重要な役割を有しています。

これまで姉妹都市である北海道広尾町や宮崎県西都市、天正遣欧少年使節ゆかりの自治体などと、異なる文化、習慣、価値観の相互理解を深め、人材育成の糧とするため、教育、産業などの分野で、交流を進めてまいりました。

また、地域住民や市内の団体が市外の方との交流促進及び関係人口の拡大に主体的に取り組む地域のお祭りや、スポーツ、文化、観光、物産振興等をテーマとした各種イベントの開催を支援しています。地域内の多様な世代や職業の方々が運営に関わるこれらのイベントは、地域内の連帯感の醸成にも大きく寄与しています。

今後も、地域間交流による地域の活性化を促進するため、これまで育んできた様々な地域や人との交流を継続・発展させるとともに、さらなる交流人口の拡大を目指し、多様な交流機会の創出を図っていく必要があります。

ウ 人材育成

人口減少及び少子高齢化の進行により、地域社会を担う人材が不足し、地域産業の衰退や地域コミュニティの活力低下など、徐々に課題が深刻化しています。

農林漁業などについては、新たな担い手の確保に向けて、農漁業の後継者や新規就業者に対する初期投資の支援や、農協などと連携した研修施設の開設、技術指導などに取り組んできました。

また、地域住民と一緒に地域課題の解決や地域活性化の取り組みを進めていただく地域おこし協力隊や、先進的な知見を有するシティマネージャーの登用など、外部から新しい風を入れることで、農林漁業体験民宿の受け入れ態勢の強化や、産業分野における新商品の開発・販路拡大など、市内における新たな挑戦が増えてきたほか、市主催の人材育成セミナーの卒業生の中には、習得した技術を生かして仕事を受注するなど、活躍の場を広げる方も見られます。

学校教育においても、学力向上のための取り組みを強化するとともに、郷土愛を醸成するために地域の現状や歴史などを学ぶ「西海学」の取り組みや、就職や進学など将来のことを考えるきっかけとするためのキャリア教育として「こども未来創造事業」などに取り組んできたところです。

しかし、まだまだ地域の課題は山積しており、行政、民間、市民などが西海市において何が課題なのかを共通認識として持ち、西海市を良くするために、それぞれの立場で何ができるかを考え、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・移住、定住を促進するため、長崎県や西九州させぼ広域連携都市圏の構成市町と密に連携を図りながら、相談体制の更なる充実や情報発信の強化に努めます。
- ・空き家・空き地情報バンク制度や空き家改修補助金などの周知に努め、紹介物件の確保と利用促進に努めます。
- ・移住希望者に対する農林漁業体験民宿への宿泊費補助やワーケーション受け入れに関する支援など、西海市での生活を気軽に体験いただける環境づくりに努めます。
- ・豊かな自然をはじめとする西海市の魅力や、子育て支援をはじめとする移住・定住者向けの支援策について、パンフレットやウェブサイト、SNSなど様々な媒体を活用し、主要なターゲットとする若者や子育て世代を中心に広く情報発信することで移住・定住の促進に繋がります。
- ・その他、定住・UIJターンを促進するため、奨学資金返還免除制度等の情報発信の強化に努めます。

イ 地域間交流の推進

- ・歴史や文化、慣習、産業等の異なる地域との交流による、地域の将来を担う視野の広い人材の育成や、特産品の販路拡大等を図るため、姉妹都市や歴史的な繋がり深い地域との交流促進に努めます。
- ・多様な交流形態の創出による交流人口の拡大を図るため、交流拠点施設の整備に努めるとともに、食、歴史、文化、スポーツなど多様なテーマによる取組や各種団体と連携したイベントの開催に努めます。
- ・都市部住民や学生が継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大するため、「つながる」「関わる」・「活動する」といったフェーズを意識しながら、農林水産、文化芸術、スポーツ、教育、人材育成など幅広い分野での交流に取り組みます。

ウ 人材育成及び確保

- ・市民のニーズに応じた出前講座や、各産業分野の担い手と行政との意見交換の場など、情報共有や政策検討にかかる市民参加機会を設け、市民のまちづくりへの参加意識の醸成に努めます。
- ・市内で多様な地域づくり活動に取り組む市民や団体に加え、多様な技術や地域活性化に対する情熱を有する「地域おこし協力隊」などの都市部の人材の登用や専門的知見を有する大学等との連携を促進し、市民協働による地域課題の解決や地域おこし活動を促進します。
- ・Society5.0社会に対応できる人材や産業づくりを支援するため、デジタル技術の活用やプログラミングなどの習得支援のためのセミナーを開催するとともに、育成した人材のコミュニティ形成を図ります。
- ・リモートワークやワーケーションなど多様な働き方が進展し、これまでのライフスタイルに対する意識の変化により都市部から地方への移住などといった地方回帰の機運が高まっており、多様な働き方を受け入れる体制の整備を図ります。
- ・次代を担う子ども達の郷土に対する理解や愛着を醸成するため、ふるさとを学ぶ「西海学」の取組を推進します。また、子供たちが自らの将来像を描くきっかけとなるよう、職場見学や様々な分野で活躍する方による講話などの機会を創出します。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 目的：移住定住に関する相談窓口設置し、都市部での移住相談会などの相談体制を整える。外部への情報発信などを通じて、当市の魅力を伝え、移住定住の促進を図る。 内容：移住定住相談窓口の設置、移住定住情報サイトの整備など	市	
		さいかい田舎暮らし体験補助金 目的：移住を検討される方に西海市での暮らしを移住前に体験してもらうため 内容：移住を検討される方が市内の農林漁業体験民宿に宿泊する場合、宿泊費の一部を補助する	市	
		空家活用移住定住促進事業 目的：市内の空き家を利活用して、居住する場合、工事費の一部を補助することで移住定住に繋げ、また空き家の解消を図る。 内容：空き家改修工事費の一部を補助する。	市	
	地域間交流	夏祭り開催事業 目的：市内各地で開催することにより地域間交流人口の拡大や地域活性化につなげる。 内容：市内各町で各町ごとにその地域を活かした内容の夏祭りを実施。	実行委員会等	移住者等と地域住民が一体となった祭りの開催を行うことで、新たなコミュニティーの形成や関係人口の増加に寄与する。
		長崎西海トライアスロン事業 目的：イベント開催による交流人口の拡大及び地域のPR。 内容：特徴的な地形や環境を活かした、市民協働によるトライアスロンまつりの実施。	実行委員会	市内外から多くの参加者を募り、市民協働で開催することでシビックプライドの醸成や関係人口の増加に寄与する。
		西海市内ペーロン大会開催事業 目的：イベント開催による地域の伝統文化の継承及び地域間交流人口の拡大。 内容：ペーロン大会開催（地区対抗、職域対抗、小中学生の体験参加）。	実行委員会	地域の伝統文化である当該事業を継続することでシビックプライドの醸成や地域間交流の拡大に寄与する。
		ロードレース大会開催費助成事業 目的：イベント開催による交流人口の拡大及び地域のPR、市民の健康増進及び地域間交流人口の拡大。 内容：ロードレース大会開催。	市	市内外から多くの参加者を募り、市民協働で開催することでシビックプライドの醸成や関係人口の増加に寄与する。

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	人材育成	<p>地域おこし協力隊</p> <p>目的：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るため、人材の確保を行う。</p> <p>内容：都市部から地域おこし協力隊として人材の受け入れを行い、各種の地域協力活動に従事いただき、地域課題の解決を図る。</p>	市	
		<p>インターンシップ受入れ支援事業</p> <p>目的：地元事業者における人材不足の解消及び優秀な人材の確保を支援し、経営の安定化及び経済の活性化を図る。</p> <p>内容：包括連携協定を結んだ大学と地元事業者が実施するインターンシップの受入れにかかる費用の一部を補助する。</p>	市内 団体	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

① 農業

本市では、果実・野菜栽培、畜産を中心とした農業が営まれており、県下でも有数の農業地帯となっています。特にみかんについては、長崎県を代表する品種である「原口みかん」や「岩崎みかん」発祥の地として多くの農家が栽培に取り組んでいます。また、西海町面高地区で生産されるゆでぼし大根は、この地特有の季節風を利用して乾燥させる独特の手法で、全国的に有名です。さらに、豚の飼育頭数は約 60,000 頭で、県内一の養豚の盛んな地域であるなど、農業は、本市において基幹産業に位置付けられます。これまでの過疎対策においても、ほ場や農道など生産基盤の整備を実施し、生産性の向上を図ってきたほか、循環型社会に対応した環境保全型農業の推進などによる付加価値の高い農産物の生産や地元直売所での販売を通じた市内産農産物の知名度向上及び販路拡大を図ってきました。

また、豊かな自然環境や農村資源を活かした体験メニューの充実や、農林漁業体験民宿の取り組みを進め、他の観光資源との連携を図りながらグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大に努めてきました。

しかしながら、生産者の高齢化や担い手不足などの影響により、農業の活力低下が著しく進行しており、耕作放棄地の拡大が大きな課題となっています。農業就業人口を見ると、平成 2 年に 4,813 人であったものが、平成 27 年には 1,660 人となっており、3,153 人、率にして 65.5%もの大幅な減少を示しています。さらに農業従事者の平均年齢を見ると、50 代後半から 60 代後半となっており、今後ますます農業従事者の減少が予想されます。

耕作放棄地については、平成 12 年に 596ha であったものが、平成 27 年には 564ha と、減少傾向にはあるものの、農地の荒廃は、景観の悪化や廃棄物の不法投棄、イノシシ等有害鳥獣が隠れやすい環境を生み出すことによる農作物への被害拡大をもたらす要因となります。

このように、農業を取り巻く環境は非常に厳しいと言えますが、今後も、これまでの取組の成果を検証し、新しい技術の導入や中間管理事業を活用した農地の集積等による生産性の向上、経営の安定化に資する生産基盤の計画的な整備・活用、地域特性に応じた付加価値の高い農畜産物の生産と流通体制の強化、意欲ある多様な担い手の育成・確保に努めなければなりません。さらに、地産地消の拡大や製造業、小売業、観光産業などの異業種との連携による農業活性化策の展開が求められています。

■農家戸数、農業就業者数等

	農家戸数			農業 就業人口
		自給的農家	販売農家	
平成 2 年	2,939	660	2,279	4,813
平成 7 年	2,550	620	1,930	4,217
平成 12 年	2,203	620	1,583	3,043
平成 17 年	2,075	706	1,369	2,578
平成 22 年	1,903	755	1,148	2,136
平成 27 年	1,647	684	963	1,660
令和元年度	1,329	592	737	1,398

出典) 農林業センサス

② 林業

本市は総面積の56.0%である13,545haを森林が占めており、森林面積を所有形態別に見ると、国有林1,697ha (12.5%)、公有林2,265ha (16.7%)、私有林8,547ha (63.1%)、独立行政法人等1,036ha (7.7%) となっています。

また、造林樹種の94%をヒノキが占めており、その割合は県内市町で最も高く、森林組合を中心に造林や保育が行われています。

森林は、林産物の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養といった公益的機能を有するとともに人々に対し、癒しと潤いを与えてくれる空間としての機能も有しています。

これまで過疎対策においても、森林の公益的機能を高める取組の一環として、松くい虫の防除などに取り組んできたほか、林業の生産性を高めるため、高性能林業機械の導入支援や森林基幹道や作業道などの路網整備、森林組合が主体的に取り組む林産物の付加価値を高めるための製材加工施設の整備に対する支援等に取り組んできました。

しかしながら、長引く国産材価格の低迷により、管理放棄された人工林は増加しており、林業従事者も激減しているのが現状です。今後は、引き続き生産基盤の整備による生産性の向上と、意欲ある多様な担い手の育成・確保、また、林業経営の安定化を図るための間伐材の有効活用や特用林産物などの生産促進などの取組を推進することにより、民有林においても管理の必要性に対する理解を求めながら、森林の適正な保全に取り組み、公益的機能の維持向上を図ることが求められています。

■森林面積

	総面積	国有林			民有林	独立行政法人等	公有林	私有林
		林野庁	その他官庁					
面積 (ha)	13,378	1,649	1,649	-	11,729	989	1,606	9,134
構成比 (%)	100	12.3	12.3	-	87.7	7.4	12.0	68.3

出典) 令和元年度 長崎県の森林・林業統計

③ 水産業

本市では、外海の五島灘において、イサキ、アジ等の一本釣、ヒラメ、イセエビ等の刺網、たこつぼ、小型定置網や魚類・ワカメ養殖業等が営まれ、また内海である大村湾においては、小型底びき網、小型定置網、地曳網、刺網、採介藻、カキ養殖業等、それぞれの海域特性にあった漁業が営まれています。しかし、漁業就業者数及び漁業経営体数の推移をみると、平成5年が1,565人、938経営体であったものが、平成30年には579人、354経営体と漸減傾向が続き、担い手不足と漁業就業者の高齢化等により漁業生産力が低下するとともに、水産資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高止まり等による漁業経費の増大に加え、磯焼けなど環境問題、漁協経営基盤の脆弱化など多くの課題を抱えています。

これまで過疎対策として、水産基盤である漁港の整備や改修、藻場造成による漁場の整備、種苗放流や産卵床整備による水産資源の回復、水産物の高付加価値化や販路拡大、輸送コストや漁業用燃油購入費の支援等による漁業所得の向上対策、新たな漁業担い手に対する支援等に取り組んできたところで

今後も漁港施設、海岸保全施設の整備や長寿命化対策、新規漁業就業者の確保・育成や漁業者の経営の安定対策、種苗放流、資源管理、漁場造成等による水産資源の維持・回復、漁場環境の保全等の漁業生産の維持に取り組む必要があります。

また、漁協経営の安定と漁業所得の向上を図るため、水産物のブランド化推進や水産加工品の開発等による高付加価値化など新たな需要の創出や販路拡大を積極的に推進するとともに、流通・消費段階で多様化するニーズへの対応を図るため、水産物の高度な鮮度保持や衛生管理に対応した漁港施設の整備や集出荷施設の整備等への支援が求められています。

■漁業就業者数及び漁業経営体数の推移

調査年	漁業就業者数	経営組織						
		計	個人経営体	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
H5	1,565	938	924	12	1	0	1	0
H10	1,279	728	709	16	2	0	1	0
H15	1,041	605	586	15	2	0	2	0
H20	939	554	535	15	2	0	2	0
H25	772	482	469	10	1	0	2	0
H30	579	354	343	8	1	0	2	0

出典) 漁業センサス

イ 商業

本市の商業は、主に日用品や身の回り品等を取り扱う小規模な店舗や商店街により構成されており、地域密着型として古くから地元の人々に親しまれてきました。これまでの過疎対策においては、活力ある商工業の発展を図るため、中小小工業者に対する市独自の融資制度の整備や、設備の新・増設、新規雇用等に挑戦する事業者への奨励金の交付など、事業者の経営基盤強化に取り組んできたほか、市内消費喚起のためのプレミアム付き商品券の発行支援などにより市内商工業の維持・活性化に努めてまいりました。

しかしながら、商品の品揃えや価格等の競争力が低く、近隣地域の大型量販店進出やインターネット通販の台頭等により、購買力の市外への流出が進んでおり、この影響を受け市内の零細な商店等は厳しい経営状況にあります。一方、高齢者等の交通弱者にとっては地域の身近な商店等の必要性は高く、既存商店街・商店の維持・活性化を図るため、有効な補助事業等を活用し資金面での支援や経営指導などを推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。また、市内消費喚起のためのプレミアム商品券発行等に併せて、事業者自身も消費者の意向を的確に捉えた魅力ある品揃えやサービスを展開する商店街・商店づくりに取り組んでいただく必要があります。

また、高速情報通信網の普及やICT技術の進展等により、多様な働き方が実現できる社会となっていることから、起業の場として本市を選んでいただけるような環境づくりを進めていく必要があります。

ウ 工業・企業誘致

本市には、造船所や製塩所等の特色ある企業が立地しておりますが、地域全体で見ると雇用の場が少ないことから若者の人口流出が続いている状況にあります。

現在、企業誘致を本市の重要施策に位置付け、分譲を行っている工業団地「パールテクノ西海」の残り2区画への企業誘致や大島地区工業団地を取得した既存企業の規模拡張など、新たな雇用の場の創出に向けて取り組んでまいります。国内における企業誘致合戦は活発化しており、本市における企業誘致を取り巻く環境は依然厳しい状態にありますが、地域経済の活性化、若者の定着、所得の向上など地域の振興にとって非常に重要であり、特に若者が定住できる雇用環境の創出を目指して、積極的に推進しなければなりません。

また、造船所や製塩所、火力発電所等の高度技術・独自技術を有する既存企業があることから、これらの発展可能性の高い産業分野の集積、企業間・産業間の交流促進による新たな産業の創出や新技術の開発等も視野にいれた取組が必要です。併せて、中小地場企業が積極的に雇用、設備投資ができるような支援も必要です。

エ 観光・レクリエーション

本市には、豊かな自然環境をはじめ、歴史や文化、産業、新・旧西海橋、七ツ釜鍾乳洞、長崎バイオパーク、炭鉱遺産などの魅力的な観光資源が多数存在しています。これまで、これらの観光資源を活用した観光振興を図るため、各観光施設の整備を行うとともに、ホームページや観光パンフレットによる情報発信の強化に努めてきました。また、NPO法人西海市観光協会を中心に、農業や漁業等の地場産業との連携による体験型観光を積極的に推進してきました。

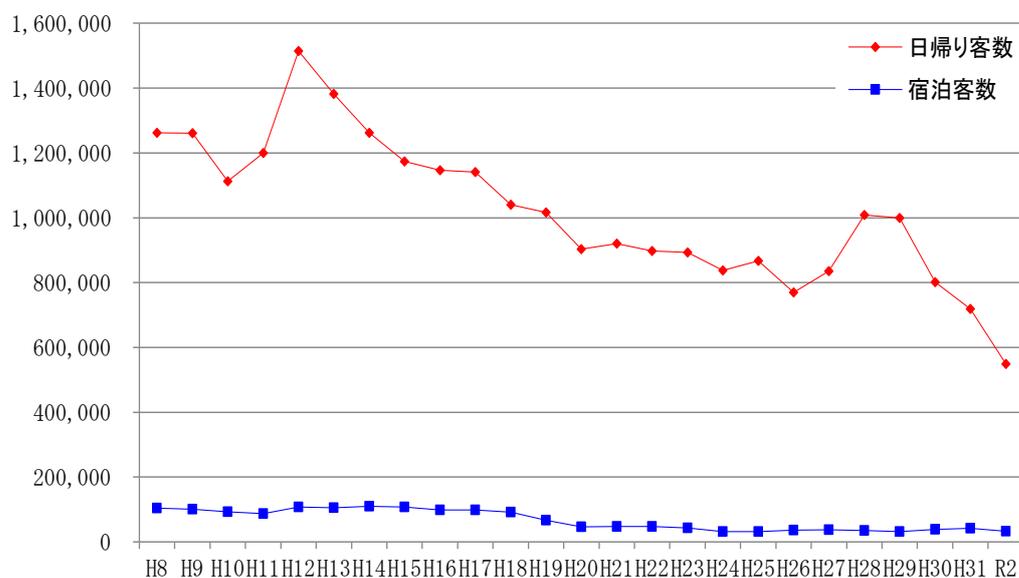
しかし、市全体の観光客数は、旧長崎オランダ村の閉鎖などの影響を受け、ピーク時である平成2年の2,730,129人(延数)と比較すると3分の1以下にまで減少しています。また、県内二大都市である長崎市と佐世保市の間に位置することから、観光客に占める日帰り客の割合が高く、その結果1人当たりの観光消費額は、県平均値を大幅に下回っていることから、農林漁業体験民宿の登録拡大やビジネスホテルの誘致等、宿泊客受け入れ体制の強化にも取り組んできたところです。

現在、本県では、九州新幹線西九州ルートの開業や特定複合観光施設(IR)誘致に向けた取り組みが進められているなど、100年に一度の変革の時期を迎えており、交流人口の一層の拡大と、来訪者の消費マインドを刺激し地域内での経済効果の拡大を図るためには、広域的な連携も視野に入れながら、本市の特徴的な観光施設、歴史、文化、食、産業等を活かした観光ルートや体験メニュー、イベント等を創出するとともに、これらを効果的に結びつけた教育旅行を含む魅力ある旅行商品の開発や特産品のブランド化等を進め、新たな観光需要の掘り起こしに努めなければなりません。併せて、観光ガイドや体験インストラクターの育成、観光客の受け入れ体制の整備、充実にも努める必要があります。

また、本市では豊かな自然や温暖な気候、地理的特性等により、海山問わず豊富な食材が採れることから、市内の飲食店と連携した、“さいかい井フェア”や市の特産品ブランド認定制度である「ぎゅぎゅっと！西海」ブランド商品販売PRをメインとしたイベントである“ぎゅぎゅっと！西海フェス”等に取り組んでおり、飲食店の売上げ向上や地元食材の消費拡大が図られてきました。今後は、「食」をテーマとした新たなご当地グルメの開発や観光振興に、さらに力を注ぎ、交流人口及び観光消費の拡大を図っていく必要があります。

これらを実現するためには、行政や観光関連事業者のみならず、市民一人ひとりが観光振興に積極的にかかわっていくことが重要であり、市民に対する意識啓発を行うとともに、多様な参画の場を設け市民が一体となった観光地づくりを行うことも重要です。

■日帰り及び宿泊客数の推移



出典) 長崎県観光統計

オ 情報サービス業

市域が広く、集落が分散しており、崎戸町平島、江島、大瀬戸町松島などの離島地域も有する本市において、地域産業の生産性の向上、企業誘致などを促進するためには、最新のデジタル技術を活用するための高速な情報通信基盤の整備が大きな課題となっていました。市も財的負担を行うことで市内全域への光ファイバーによる高速情報通信の整備を進めてきました。

今後は、この基盤を情報発信、産業振興、物流、医療及び教育の充実など、山積する様々な地域課題を解決するために活かしていく必要があります。

特に、人口減少や少子高齢化が進行すると、あらゆる分野において人材の確保が難しくなることが予想され、人手不足の解決策の一助として、急速な発展を見せるAIやIoTなどの次世代を担う技術を積極的に活用していく視点や新しい通信技術を活用できる人材の育成が必要不可欠です。

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

① 農業

- ・農地の集積等による農業生産性の向上や、農業生産の近代化、農産物流通の合理化を図るため、優良農地の確保に資する農地改良などの基盤整備に努めます。
- ・農業経営の効率化や安定化、高収益化等による地域農業の魅力向上と存続を図るため、ビニールハウス等生産施設の整備、農作物の新・改植、農業用資材の購入等に対する支援に努めます。
- ・新たな農業の担い手や後継者を確保するため、UIターン農業就業希望者等に対する就農支援制度の充実に努めます。
- ・消費者から信頼され支持される西海市農産品ブランドの構築を図るため、堆肥の利用促進や減農薬栽培などの環境保全型農業による安全安心な農作物の生産を普及・促進するとともに、情報発信の強化によるブランド化の促進に努めます。
- ・大消費地の卸売市場などに対応した有利な販売を進めるため、安定的かつ大量に出荷できる産地体制づくりに努めます。さらに、県内外の市場への出荷促進をはじめ、流通形態の改善や直売施設、地産地消など地域内流通の促進に努めます。
- ・農作物や家畜に対するイノシシやカラス等の有害鳥獣被害の解消を図るため、猟友会や捕獲の会等への駆除委託や効果的な駆除方法の研究、狩猟免許の取得、電気柵やワイヤーメッシュ等の対策器具の導入に対する支援等に努めるとともに、有害獣の隠れやすい環境の解消を図るため、遊休農地対策として、農地・農業用施設等の資源の適切な保安全管理に係る地域ぐるみの活動に対する支援や、農地の情報を収集・整理し農地の流動化に努めます。
- ・農水産物の高付加価値化、販路拡大による農業所得の向上を図るため、農業と第二次産業、第三次産業など異業種との交流・連携による新たな加工特産品の開発や、流通の改善等の取組に対する支援に努めます。
- ・農業用ため池やかんがい施設等の整備に努め、農業用水の適正な管理をすることで、洪水時等の適正な用水管理と地域の治水を図ります。

② 林業

- ・市域の6割を占める美しい森林環境の保全と、将来に渡る水源や林産物の確保を図るため、森林組合等関係機関との連携により、ドローン等の新しい技術も導入しながら森林の保護及び育成に努めます。
- ・森林における間伐などの保育・管理作業の効率化を図るため、県との連携により森林基幹道等の基盤整備に努めます。

- ・適切な森林管理の意義が見出せる収益を生み出す林業の実現を図るため、森林組合等林業事業者が生産する市内産ヒノキの付加価値向上や新たな販路開拓等の取組に対する支援に努めます。
- ・家具の原材料として需要のあるセンダンなど収益性の高い短伐期林業の創出や、市内産材を活用したタイニーハウス等の開発、販路開拓等により、地域循環型の木材産業の創出等により林業の所得向上と雇用創出を図ります。

③ 水産業

- ・良好な漁場の保全を図るため、磯焼け対策として藻場の現状把握と植食動物の駆除や、母藻の設置といった漁場特性に合った藻場の回復対策の継続、閉鎖性海域である大村湾における海底耕うん等の取組に対する支援に努めます。
- ・水産資源の回復を図るため、アワビ等の放流による効果の検証に努めるとともに、漁業協同組合が取り組むカサゴ等の定着性が高い魚種の種苗放流、アオリイカやマダコ等の繁殖環境の整備など「育てる漁業」の推進に対する支援に努めます。
- ・意欲ある漁業担い手の確保・育成を図るため、漁業協同組合と連携しながら、新規漁業就業者の実践・定着研修等への支援、意欲ある漁業者が取り組む推進機関や操業機器の整備等に対する支援に努めます。
- ・効率的な操業や収益性の高いスマートな漁業経営体の育成を図るため、関係機関との連携を強化し、漁業者の経営力向上に対する支援に努めます。
- ・漁家の所得向上を図るため、水産物のブランド化の推進や、新たな水産加工品の開発、販売会の開催などの販路拡大に向けた取組等に対する支援に努めます。
- ・漁獲物の品質や付加価値向上、集出荷体制の強化及び漁労環境の改善を図るため、漁業協同組合が実施する製氷施設等の共同利用施設の整備等に対する支援に努めます。
- ・漁船の係留、漁の準備作業、水産物の水揚げなど漁業生産の活動拠点として、また、離島航路のターミナル機能など、漁村の生活において重要な役割を担う漁港の機能を保全するため施設の整備や改修等に努めます。
- ・漁港背後集落を高潮等から防護する海岸保全施設の機能を保全するため、改修等に努めます。
- ・漁業協同組合の経営基盤の強化を図るため、経営改善及び合併の推進に努めます。
- ・離島地区漁業者の経済的負担の軽減及び経営の安定を図るため、水産物輸送コスト支援に努めます。

イ 商業の振興

- ・消費者の意向を的確に捉えた魅力ある品揃えやサービスを展開する商店街・商店づくりを促進するため、商工会等の関係機関との十分な連携体制を構築するとともに、中小企業や小規模事業者の生産性向上のための設備投資や新規雇用等に対する奨励制度、新しい生活様式への対応に対する補助、低金利で利用しやすい中小企業等への資金貸付制度等による支援に努めます。
- ・近隣地域への大型量販店進出等による、購買力の流出防止及び地域経済活性化のため、商工会が実施するプレミアム付商品券発行に関する取組の支援に努めます。
- ・商工会や金融機関等との連携を図りながら、起業に必要な財務、経営、労務管理、販路拡大等のノウハウ習得や創業後の経営安定化に向けた伴走、また、創業後一定期間を経過した事業者への奨励金の交付等による支援に努めます。

ウ 工業の振興・企業誘致の促進

- ・雇用創出による人口減少の抑制及び地域経済の活性化を図るため、企業誘致に携わる職員の専門性向上に努めるとともに、県や本市に縁のある方々との連携による企業への働きかけを強化し、雇用奨励

金の交付や、設備投資に係る課税免除、市の普通財産貸付に係る賃借料の減免、また、市内の旧産炭地域においては、産炭地域新産業創造等基金などの積極活用も図りながら、本市内への企業誘致や既存企業の規模拡張に対する支援を行い、雇用の場の拡大に努めます。

- ・活用可能な適地に関する情報収集に努めるとともに、企業の進出ニーズに即時対応できる受け入れ準備を整えます。

エ 観光・レクリエーションの振興

- ・新幹線西九州ルート開業や特定複合観光施設（IR）の誘致も念頭に置き、自然景観や歴史、文化、農業・漁業体験、テーマパーク等、多様な観光資源の効果的活用とPRによる交流人口の拡大を図るため、旅行業の資格を持つNPO法人西海市観光協会と連携しながら、滞在時間を長くするような観光ルートの創出や、本市の様々な魅力を集約した着地型旅行商品の開発及び販売促進に努めるとともに、相乗効果を生み出すために共通の観光資源を有する近隣自治体と協同での観光振興に努めます。
- ・修学旅行等の観光客の受け入れ体制の強化を図るため、農林漁業体験民宿受け入れのコーディネートを担当する法人組織「（一社）山と海の郷さいかい」などと連携を図りながら、体験メニュー等の充実にも努めるとともに、観光ガイドや体験インストラクター、分宿、農林漁業体験民宿等の受け入れ先の育成や拡大、地域等の発意による交流促進イベント等に対する支援に努めます。
- ・観光消費額の拡大による地域経済の活性化を図るため、市内飲食店等との連携による地元食材を生かした料理をふるまう「さいかい井フェア」や「ぎゅぎゅっと！西海フェス」の定着と一層の充実を図るとともに、新たなメニューのご当地グルメ創出や、様々な機会を通じた「西海市の食の魅力」の積極的なPRに努めます。
- ・快適な観光環境づくりのため、市が管理・運営する観光施設や公園施設等について、老朽施設の改修など適切な維持・管理に努めます。
- ・観光客や観光関係事業者だけでなく、その地に住む全ての人々にとって理想の観光まちづくりをソフト・ハードの両面から実現するため、「住んでよし・訪れてよし」のまちづくりの実現・創出を後押しして行きます。

オ 情報サービス業の振興

- ・農林水産業、商工業など全ての産業分野において、作業の効率化や生産性の向上、販路拡大などへAIやIoTなどの先端技術を積極的に活用の可能性を探り、導入支援を行うことで産業振興を図ってまいります。
- ・これらの技術を有効に利活用できる人材や、地域課題を自らの力で解決できる人材を育成するため、デジタル技術の活用方法やプログラミング技術等の社会人向けのセミナー、高齢者向けのスマートフォン講座などに取り組んでまいります。
- ・地域商社などとも連携を図りながら、プログラミング技術等を習得した人材が相互に連携、研鑽できるコミュニティを形成してまいります。

※上記の（２）その対策における各項目については、必要に応じて県内外の市町村との効果的な連携に取り組んでいきます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型） 目的：耕作放棄地の解消、担い手への農地集積による農業経営規模の拡大を図る。 内容：県営事業による区画整理、畑かん工事等 白崎地区、小迎地区、面高地区、 下岳地区、太田和地区、天久保地区	県	
		農村地域防災減災事業（ため池整備） 目的：農業用ため池を整備し、農業用水及び洪水時等の適正な用水管理と地域の治水を図る。 内容：県営事業による農業用ため池の整備 （観音谷ため池、新地ため池）	県	
		西彼杵広域農道地すべり対策事業 目的：地すべりにより崩落した西彼杵広域農道の法面について、地すべり対策工事のための設計業務を行い、法面を整備し、交通安全と機能保全を図る。 内容：西彼杵広域農道地すべり調査業務 西彼杵広域農道法面工事	市	
		農業水利施設整備支援事業 目的：農業水利施設の機能を保全するために必要な対応方針を定めた計画を作成し、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策を行い、農業用施設の適切な維持管理を図る。 内容：農業用水利施設の整備	土地改良区	
	林業	美しい森林づくり基盤整備交付金事業 目的：林道施設の橋梁補修工事を行い、林業用車両の安全かつ効率的なアクセスを確保し、西海市特定間伐等促進計画に基づく森林整備の推進を図る。 内容：林道改良（橋梁補修）事業 林道小麦線音無川橋補修工事	市	
		林道舗装補修事業 目的：林道施設の舗装工事を行い、林業用車両の安全かつ効率的なアクセスを確保し、市内森林の整備推進を図る。 内容：市内林道施設舗装工事	市	
		林道維持補修事業 目的：林道施設のガードレール等の補修工事を行い、林業用車両および一般交通の安全と市内森林の整備推進を図る。 内容：林道西彼杵半島線ガードレール補修工事	市	

	(2) 漁港施設	<p>水産基盤機能保全事業</p> <p>目的：漁港施設の長寿命化対策を図る。</p> <p>内容：漁港施設機能保全計画に基づき保全工事を実施する。</p> <p>対象施設：漁港施設（陸域、水域）</p>	市	
--	----------	--	---	--

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産 業 の 振 興	(2) 漁港施設	漁港車止め施設整備事業 目的：漁港施設の安全対策を図る。 内容：車止め施設 対象施設：漁港施設（物揚場、護岸等）	市	
		海岸保全施設長寿命化対策事業 目的：漁港海岸施設の長寿命化を図る。 内容：海岸保全施設長寿命化計画に基づき 対策工事を実施する。 対象施設：漁港海岸施設	市	
		鳥崎釣船係留施設改修事業 目的：老朽化した釣船係留施設の改修を行 い、施設の長寿命化を図る。 内容：係留施設の改修 対象施設：鳥崎釣船係留施設	市	
	(3) 経営近代化施設 水産業	漁協製氷施設整備事業 目的：安定した氷供給体制の確保により漁 獲物の鮮度保持を図る。 内容：製氷施設整備 大瀬戸町漁協、瀬川漁協	漁協	
		漁協加工施設整備事業 目的：水産加工品の増産による漁協経営の 安定と漁業所得の向上を図る。 内容：加工施設改築 大瀬戸町漁協	漁協	
		漁協漁獲物運搬船改修事業 目的：老朽化した運搬船の機関換装を行う ことにより、運搬事業の安定化と漁業者の 所得向上を図る。 内容：漁獲物運搬船機関換装 西海大崎漁協	漁協	
	(9) 観光又はレクリエーシ ョン	観光施設改修事業 目的：快適な観光環境づくりのため、市が 管理・運営する観光施設や公園施設等につ いて、適切な維持・管理に努める。 内容：市内の観光施設や公園施設等の改修	市	
		観光施設整備事業 目的：観光振興施策の一環として観光客が 見込まれ、地元住民の憩いの場としても利 用できる観光施設を整備する。 内容：市内の観光施設の新設整備	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興	(9) 観光又はレクリエーション	公園遊具整備・新設事業 目的: 既存遊具の老朽化に伴う改修等整備及び老朽化により撤去している都市公園の遊具について、新たに設置を行い、快適な市民生活の場の形成を図る。	市	
		景観街路灯整備・改修事業 目的: 既存景観街路灯の老朽化に伴う改修等整備を行い、観光資源の適切な管理維持に努める。	市	
		大瀬戸ふれあい工芸館改修事業 目的: 平成6年竣工の当該施設の老朽化により空調設備、電気設備等の改修を行う。 内容: 空調設備及び電気設備の改修等	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	アワビ放流パイロット事業 目的: アワビ資源の回復による漁業振興を図る。 内容: 大島地区におけるアワビ種苗放流と資源管理の実践 (50,000個/年放流)	市	
		効率的な操業体制確立支援事業 目的: 漁業コスト削減による経営力強化を図る。 内容: 漁業者が取り組む漁船船底清掃活動への支援	漁協	
		水産資源増殖事業 目的: 地域主要魚種の資源管理と種苗放流等に取り組む漁獲量の増加による漁業経営の安定を図る。 内容: 漁協、漁業者等による産卵場の造成、種苗放流、資源管理対策への取組を支援	漁協	
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 目的: 新規漁業就業希望者の確保、定着促進を図る。 内容: 漁業就業実践・定着研修等への支援	市	
		漁獲物運搬連携支援事業 目的: 市内漁協が連携した出荷に取組み、漁業者の出荷機会の増大による漁業所得の向上を図る。 内容: 漁獲物の共同出荷に要する経費支援	漁協	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産 業 の 振 興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	環境保全型農業推進事業 目的: 一次産品のブランド構築による農業の振興及び農家の所得向上。 内容: 堆肥の利用促進等による環境保全型農業の推進を図り、西海市の農産品のブランドイメージ向上及び農家の所得向上を図る	市	
		新たな就農者支援事業 目的: 新規就農者の営農が軌道に乗るまでの営農支援やハウス・機械などの施設等整備への支援、自治会加入や農業経営相談所の活用などを盛り込むことで費用対効果の高い事業として推進する。 内容: 市内で新たに就農する者の営農支援及び施設等整備経費の一部を支援する。 ①営農生活支援 ・就農して初期の生活費を支援するもの（定額） ②施設等整備支援 ・就農前後の初期の農業施設等の経費の一部を支援（1/2 以内で上限 400 万円、1 回限り）	市	
		新規作物導入・普及支援事業 目的: アボカドやオリーブなどの新規作物の導入や普及拡大を目指す農業者に対する支援を行う。 内容: 新規作物の導入と普及拡大に必要な資材（作物の種子・苗、育苗資材、肥料・農薬、研修費用等）について 1/2 以内で、上限 50 万円を補助	市	
		西海市未来につなぐセンダンの森プロジェクト 目的: センダンを活用した収益性の高い短伐期林業の創出により、林業や木材産業等の所得向上と雇用創出による人口増加や地域活性化を図る。 内容: 15 年～20 年で伐採・収穫できるセンダンを苗木生産から植林・育成管理・伐採まで一貫して行い「西海市産センダン」の産地化を目指し、モデル林として市有林において植林から育成管理、販売試行を行う。	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興	商工業・6次産業 化	西海市プレミアム付商品券発行支援事業 目的：地域経済活性化及び購買力の市外への流出防止。 内容：加盟店で使用できるプレミアム付商品券の発行。	商工会	市民自らの消費力をもって地元経済を支える、「地域循環型消費」が推進され、中長期的な地域の活性化に寄与する。
		中小企業振興事業 目的：産業の活性化と持続的発展のため、中小企業への振興策により市内事業者の所得向上と雇用の場の創出を図る。 内容：中小企業事業者への奨励金や補助金の交付	市	
		「西海の魚ごはん」加工流通促進事業 目的：市内水産物の加工・流通・販売機能の強化による漁業者の所得向上を図る。 内容：水産加工品の開発、販売促進、商談会出店等の取り組みを支援	漁協	
		創業者支援事業 目的：地域商工業の新たな担い手となる若手後継者や市内で新たな業を起こす創業者等に対して、商工会と連携し、経営に必要な知識やノウハウの習得に必要なセミナー等を開催するほか、西海市中小企業振興条例に基づく奨励金や補助金等により、事業拡充や経営の安定化を支援する。 内容：創業希望者や新しい働き方を模索している方を対象に専門家によるセミナー等を開催する。	市	
	観光	農林漁業体験民宿推進事業 目的：西海市の地域資源を活かした滞在型修学旅行の誘致を行うことで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図り、体験プログラムを通して、修学旅行生に西海市の「自然」、「食」、「歴史・文化」の感動を与える。 内容：山と海の郷さいかいを窓口として、市内の農林漁業体験民宿の受皿拡大やネットワーク化、修学旅行生の受入体制の整備・連絡調整のほか、新たな体験メニューの開発、誘致セールスを行う。	一般 社団 法人	
		ぎゅぎゅっと！西海フェス開催事業 目的：ブランド価値の向上。 内容：特産品を活かした「食」の発信、各種イベント、市民参加型のブース開設等	実行 委員 会	地域最大のイベント「ぎゅぎゅっと！西海フェス」が広く認知され、産業の活性化や関係人口の増加に向けてその効果が将来に及ぶ。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興	観光	「住んでよし・訪れてよし」のまちづくり応援事業 目的:その地に住む全ての人々にとって理想の観光まちづくりをソフト・ハードの両面から実現するため、「住んでよし・訪れてよし」のまちづくりの実現・創出を強力に後押しする。 内容:「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」が採択された団体に対し、アクションプラン策定に対する取り組みと、策定したアクションプラン実現に向けた取り組みに対する支援を行う。	市	
	企業誘致	100人雇用創出プロジェクト 目的:市内への企業誘致を実現し、雇用の場を創出することにより、若者の市外流出を抑制し、定住人口の増加を図る。 内容:市外企業への誘致活動、市内企業が求める人材確保や、遊休地の紹介等の支援の他、西海市企業立地奨励条例に基づき、新設又は増設等の企業に対して、奨励金により、事業拡充の支援を行う。	市	
	その他	水産基盤機能保全事業(計画更新) 目的:漁港施設の長寿命化対策を図る。 内容:漁港施設機能保全計画の更新 全10漁港	市	
		海岸保全施設整備事業(計画更新) 目的:海岸保全施設の老朽化対策を図る。 内容:海岸保全施設長寿命化計画の更新 市内漁港海岸施設	市	
	(11)その他	港湾等改修事業(県営地元負担金) 内容:市内港湾(肥前大島港等)	県	
		港湾施設整備事業 目的:港湾施設の老朽化対策を図る。 内容:市内港湾(肥前大島港等)	市	

(4) 産業振興促進事項

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
西海市内全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市域が広く、集落が分散しており、崎戸町平島、江島、大瀬戸町松島などの離島地域も有する本市において、地理的・時間的制約を受けない平等な行政サービスの提供、市民生活の利便性や地域産業の生産性の向上、企業誘致などを促進するためには、最新のデジタル技術を活用するための高速な情報通信基盤の整備が大きな課題となっていました。

採算性が低く、民間独自での基盤整備は困難であったことから、市も財的負担を行うことで、市内全域への光ファイバーによる高速情報通信の整備を進めてきました。

基盤整備は令和3年度末に完成となる見通しであり、全ての市民がインターネットを介した様々なサービスを楽しむ環境が整うこととなります。

今後は、この基盤を情報発信、産業振興、物流、医療及び教育の充実など、山積する地域課題の解決のために活かしていく必要があります。

特に、人口減少や少子高齢化が進行すると、あらゆる分野において人材の確保が難しくなることが予想され、人手不足の解決策の一助として、急速な発展を見せるAIやIoTなどの次世代を担う技術を積極的に活用していく視点が不可欠です。

また、そのためには、地域課題解決のために新しい通信技術を活用できる人材の育成にも平行して取り組んでいかなければなりません。

長期的な視点では、光ファイバー網よりさらに高速大容量の通信が可能な5G対応の携帯電話基地局の整備なども課題となります。

(2) その対策

- ・現在取り組んでいる光ファイバーによる高速情報通信基盤整備については、早期完成を目指し、市民誰もがインターネットによる様々なサービスの恩恵を楽しむ環境を構築します。
- ・AIやIoTなどの先端技術を積極的に活用して「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）」の推進を図り、行政サービスにおける手続きの簡略化や利便性向上、また地域課題の解決・改善などによる市民サービスの向上に努めます。
- ・農林水産業、商工業など全ての産業分野において、作業の効率化や生産性の向上、販路拡大などへの新しい技術の活用可能性を探り、導入支援を行うことで、産業振興を図ってまいります。
- ・これらの技術を有効に活用できる人材や、地域課題を自らの力で解決できる人材を育成するため、小中学校におけるICT教育の充実、デジタル技術の活用方法やプログラミング技術等の社会人向けのセミナーなどに取り組みます。
- ・今後、AIやIoTなどの先端技術により様々な方面でデジタル化が進むなか、スマートフォンなどの活用が必要となることが想定され、高齢者向けのスマートフォン講座を開催するなど、市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の是正に努めます。
- ・地域商社などとも連携を図りながら、プログラミング技術等を習得した人材が相互に連携、研鑽できるコミュニティを形成してまいります。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域 にお ける 情報 化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 ブロードバンド施設	さいかい光の道構想補助金 目的：地域情報格差の解消。 内容：市内で光ファイバーによるインター ネットサービスを開始する事業者に対し、 補助金を給付することで高速情報通信基盤 整備を行う。	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 デジタル技術活用	プログラミング人材育成事業 目的：プログラミングの開発などが出来る デジタル人材の育成を促し、地域課題の解 決を図る。 内容：デジタル人材の育成を図るため、ICT 技術の活用及び研究開発に関する講座など を実施する。	市	
		西海デジタル人材育成事業 目的：ICT 技術などを活用して、地域課題の 解決をするため、必要なデジタル人材 の育成を図る 内容：デジタル技術活用にあたって、必要な セミナー及び講座などを実施する。	市	
		LINE活用事業 目的：市民がLINE アプリ機能を活用して各 種行政手続き等をできるようにし、利便性 の向上を図る。 内容：行政手続きにかかる各種届出、検診等 申込などに活用する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、必要となる事業を適宜実施します。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 市道・農道・林道及び国道・県道

本市の道路網は、南北に走る一般国道 202 号及び一般国道 206 号を主軸とした骨格を成しています。市民の生活路線は、その他の県道や多くの市道が集落間及び骨格となる路線を結んでいます。さらには、隣接する佐世保市と本市を結ぶ高規格道路（西彼杵道路）の整備が進んでおり、高速道路等へのアクセスが改善されてきました。

これまで過疎対策として、市民生活の向上を図るために、計画的に市道の整備に努めてきた結果、舗装率は令和元年度末で 89.9%となっていますが、改良率については、22.5%に止まっています。市町村合併に伴う各種団体の統合が進んだこと及び将来的にも行財政の効率化を図るために類似する公共施設等の統廃合が避けられない状況の中、市内地域間の往来機会の一層の増加が見込まれること、幹線道路とのアクセス改善による観光振興や地域間交流の一層の促進が必要なことなどから、引き続き安全で円滑な移動が可能な道路網の整備が必要です。また、西彼杵半島を縦断し、長崎市と佐世保市を結ぶ高規格道路（西彼杵道路）については、現在、西彼地区大串インターチェンジまでの整備が完了し供用開始されておりますが、地域医療体制が脆弱な本市においては、市民の命を守るために二次医療機関までの救急搬送時の移動時間の短縮が必要であること、災害時に長崎市や佐世保市への避難及び物資搬送道路としてダブルネットワークが必要であること、また、交流人口の拡大等による本市のさらなる発展のためには、長崎市側への本線の延伸によるアクセスの向上が必要不可欠であることなどから、南進ルート of 早期着工が強く望まれています。

また、松島架橋については、同地域における様々な制約を解消するために大きな役割を果たすものであることから、架橋の早期実現に向け、今後も粘り強く取り組んでいかなければなりません。

農道については、これまでも順次改良を進め、整備状況は格段に向上してきていますが、今後も農村集落の環境改善、農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物の流通の広範化に併せて、幹線道路や基幹流通施設等との連携に配慮しながら整備を進める必要があります。

また、林道については、林業経営は価格の低迷などにより厳しい状況にあります。長期的な視野に立ち、適正な間伐・保育等を進められるよう整備を進める必要があります。

イ 地域公共交通

本市の生活圏は市内のみならず、通学、通院、通勤、買物など幅広い側面で隣接する佐世保市や長崎市と大きな繋がりを持っていますが、市民からは、それらを支える陸上・海上双方の公共交通に対し、乗継利便性の向上や到達時間の短縮、料金の低廉化などさらなる利便性の向上を求める声が多くなっています。

また、市域が広く、集落が分散していることから、経済活動や日常生活での自動車等の交通手段の利用が必要不可欠となっています。

一方、自動車等の運転ができない子どもや高齢者にとって、通学や通院等日常的な移動の生命線となっているバスや船舶等の公共交通機関については、これまでも路線及び航路維持のために支援を行ってまいりましたが、モータリゼーションの進展や少子高齢化の影響等による利用者の減少が、公共交通事業者のさらなる経営状況の悪化を招き、特にバスについては、減便や不採算路線からの撤退等を余儀なくされる場面も生じており、公共交通機関のない交通空白地区においては、代替交通手段として、地域住民により組織された団体が自家用有償旅客運送を行わざるを得ない地域や乗り合いタクシーを運行している地域もあります。

また、崎戸町の平島、江島、大瀬戸町の松島等の離島を抱える本市にとって、航路は島と本土を繋ぐ

唯一の交通手段となっていますが、過疎化の進行による利用者の減少は、航路事業者の経営を圧迫しており、老朽化した船舶の更新費用の捻出も厳しくなるなど、将来の航路維持に大きな不安を抱えています。

市内の公共交通は脆弱で高齢者など交通弱者にとっては大変不便なものとなっています。今後は、平成31年4月に運行を開始した新しいコミュニティ交通の利便性の向上や路線バス等の再編などにより、免許返納後でも安心して暮らせるような街づくりを目指す必要があります。

(2) その対策

ア 市道・農道・林道及び国道・県道の整備

- ・市域が広大な本市の総合的な交通体系の改善を図るため、本市を縦断する西彼杵道路及び国道、県道等については、西九州自動車道や九州横断自動車道などの高速交通体系と接続する重要な路線であるとともに、市民の生命を守り、産業振興、市内への定住、地域間交流を促進するために必要不可欠なものとして、国、県等関係機関に対する早期改良整備の要望に努めます。また、市道等の生活道路については、市民ニーズを十分に捉えて、利便性が高く安全・安心な生活道路網の整備に努めるとともに、幹線道路や、公共施設をはじめとする主要施設、集落間の円滑な接続、また本市の将来的なまちづくりの方向性を踏まえた道路網の整備に努めます。
- ・市民が安心して安全に利用できる交通環境の実現を図るため、歩行者・通行車両の多い路線については、誰もが安全に通行できるようバリアフリー等にも配慮した歩道の整備に努めます。
- ・農業経営の合理化、生産性の向上を図るため、必要性を見極めながら通作条件の改善につながる農道の整備に努めます。
- ・林業の経営の効率化や森林の集約的管理を図るため、林業振興と山村環境の改善に大きな役割を担う林道の計画的な改良、整備に努めます。
- ・松島架橋の早期実現に向けた要望活動及び周知啓発活動を推進します。

イ 地域公共交通の充実

- ・市内に数多く存在する交通空白地区や交通不便地区を解消することを目的に、路線バスやタクシーを補完するものとして運行する新しいコミュニティ交通の運行内容を随時検証、見直ししながら市民の生活の足として持続可能な公共交通を目指すと共に、他の公共交通機関との共存に努めます。
また、離島においては、地域住民及び来島者の利便性確保・維持を目的に、地域住民を主体とする団体が運営する運送事業について事業開始時の費用や、運行経費にかかる支援を行います。
- ・市民の生活交通手段の維持・存続を図るため、公共交通事業者と連携しながら、快適な待合所や車輛・船舶などの空間づくり、便利でお得なサービスチケット等の開発、情報発信の強化などによる市民の利用促進策の検討を進めます。また、人口減少の進行やモータリゼーションの進展より経営状況が悪化している公共交通事業者の経営基盤の強化を図るため、国や県などの関係機関との協調による運行経費の赤字部分に対する助成や老朽化した交通関連施設の更新等に対する支援に努めます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	市道奥浦幸物線道路改良事業 内容：L=200m W=4.0m	市	
		福島地区連絡道整備事業 内容：L=280m W=4.0m	市	
		市道田の浦塔の尾線道路改良事業 内容：L=825m W=5.5m	市	
		市道池の原中山谷線道路改良事業 内容：L=200m、W=4.0m	市	
		市道小迎～杉崎線道路改良事業（深江工区） 内容：L=240m、W=4.0m	市	
		市道真砂中央線道路改良事業 内容：L=200m、W=4.0m	市	
		市道小迎～杉崎線道路改良事業（瀬戸坊頭工区） 内容：L=300m、W=4.0m	市	
		市道大久保支線道路改良事業 内容：L=300m、W=4.0m	市	
		市道黒崎線道路改良事業 内容：L=500m、W=4.0m	市	
		市道白似田風早線道路改良事業 内容：L=1000m、W=6.0（7.25+3.5）m	市	
		市道中ノ島線道路改良事業 内容：L=400m、W=4.0m	市	
		市道中ノ島2号線道路改良事業 内容：L=100m、W=4.0m	市	
		市道東岳線道路改良事業 内容：L=100m、W=4.0m	市	
		市道道路維持補修事業 内容：市内市道（市道小ヶ倉2号線等）	市	
道路改良事業（県営地元負担金） 内容：市内国道（一般県道松島循環線等）	県			

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考			
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	橋りょう	市道橋梁長寿命化事業 内容：年次8橋程度の修繕・調査設計	市				
	(4)漁港関連道	松島港渡船施設待合所整備事業 内容：待合所 RC1 棟、外構1式	市				
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	自家用有償運送サービス事業 目的：生活交通手段の確保。 内容：市内有人離島において行われる公共交通空白地有償運送について、事業の継続を図るため運営費の補助を行う。 備考：平島 H21 年度から実施 松島 R1 年度から実施 江島 R3 年度から実施予定	市				
	公共交通				西海市バス路線維持補助金 目的：必要不可欠な生活バス路線の維持を図り、日常生活における利便性を確保する。 内容：乗合バス事業者が市内生活バス路線を維持するにあたって、必要となる運行経費の一部を補助する。	市	
					新コミュニティ交通運行事業 目的：高齢者等の交通弱者の通院や買い物等の移動手段の確保のため 内容：ドア・ツー・ドアによるコミュニティ交通を運行	市	
	その他	市道雪浦平坦線橋梁（雪浦人道橋）撤去事業 内容：橋梁撤去 N=1 橋(L=89.0m、W=3.0m)	市				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

上下水道については、安全で安定した水の供給を図るため、良質な水源の確保と施設の整備・充実に取り組んできました。しかしながら、布設から30年以上経過した水道管が平成29年度末時点で全体の約36%を占めています。水道管の更新事業を実施しない場合、漏水や災害時の断水事故のリスクが高くなります。また、老朽化した水道管の多くが耐震性を有していないため、計画的に水道管の更新を進めるとともに、併せて耐震管に取り替えるなど、耐震性も向上させる必要があります。

今後は、老朽化施設の計画的且つ効率的な更新に努めるとともに、各地に分散した水源と施設を、広域的且つ効率的に結びつけ、さらなる安定供給に努めなければなりません。併せて、公営企業独立採算制の原則と受益者負担の適正化を踏まえたうえで、市民に対するサービス水準の向上及び経営基盤の強化に努める必要があります。

汚水処理については、計画的な公共下水道施設の整備や浄化槽設置に対する助成措置等により、汚水処理人口普及率は平成27年度末の75.6%から令和元年度末には80.0%に4.4ポイント上昇しています。しかしながら、令和元年度末の全国平均の汚水処理人口普及率91.7%と比較すると、11.7ポイントも下回っています。

また、供用開始後10年以上経過している汚水処理施設については、老朽化に伴う施設の更新が必要となっています。特に大島地区については、施設数が多く維持管理費が高くなっていることから、施設の統廃合を推進する必要があります。

■処理人口普及率の比較

	平成27年度末	令和元年度末
西海市	75.6%	80.0%
全国平均	89.9%	91.7%

出典) 各年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況(環境省、国土交通省、農林水産省 合同)及び各年度末の長崎県汚水処理人口普及状況(長崎県県民生活環境部水環境対策課)

イ ごみ処理及びし尿処理施設等

本市では、合併前、旧町毎に点在していた廃棄物処理施設を集約化し、し尿処理施設、リサイクル施設及びごみ処理施設の整備を行い、使用済みの廃棄物処理施設においては、順次解体を進めてきました。今後は、既存施設での適正な処理を行うため、持続的かつ安定的な維持管理が必要になるとともに、迅速な対応を図るため、老朽化した車両等の更新・導入を計画的に行う必要があります。

一方、市民一人当たりのごみ排出量削減を目的に、広報誌での発信、要請団体等への環境出前講座や生ごみ減量化講習会、マイバッグキャンペーンなどの啓発活動、生ごみ処理機器購入補助などを実施してきました。結果として、市民一人当たりのごみ排出量は微増となっていますが、リサイクル率は大幅に増え、成果が上がっています。

また、廃棄物の不法投棄対策として、県・警察・市による合同パトロールを年に1回実施し、不法投棄情報が寄せられた場合は即応して、投棄者の特定及び指導等を実施していますが、今後も監視体制の充実・強化に努める必要があります。

ウ 住環境

本市ではこれまで、定住化の促進と地域の一体的な発展を図るため、「西海市公営住宅等長寿命化計画書」を策定し計画的な老朽化施設の改修を進めてきたほか、公営住宅の耐震改修や民間住宅の耐震化に対する助成、大規模建築物のアスベスト対策、消防設備の設置等により安全安心な住環境づく

りに努めてきました。

しかしながら、市営住宅には建築年度が古い建物が多いことから、老朽化が著しく維持管理経費の増大が著しい建物については解体撤去、解体を要するに至らない建物についてもバリアフリー化や現代の生活水準への適合を図るための改修が必要となっています。

また、今後の住宅政策については、地域毎の人口減少の度合いや市営住宅の応募倍率、空家率等を勘案の上、管理戸数を削減する方向で検討を進める必要があります。

さらに今後は、定住化や移住促進を図るため、移住者やこれまで公営住宅の入居条件に合わなかった若年中所得階層世帯、子育て世帯が入居できる住宅を整備するとともに、民間事業者による住宅・宅地開発を積極的に誘導するとともに、情報発信などの供給促進に関する取組を強化する必要があります。

一般の住宅・住宅地については、民間事業者と連携し、安心して暮らせる住宅・住宅地づくりや、歴史文化等の地域資源や自然環境と調和し、省エネルギーやバリアフリーを考慮した住環境づくりを推進するほか、安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成と健康寿命の維持増進を図り、民間木造戸建住宅の耐震対策及び小規模建築物のアスベスト対策等を推進する必要があります。

エ 消防・防災

自然災害、火災等の各種災害に迅速に対応するため、適切な初動態勢を確立するとともに、これらの被害を未然に防止するための消防防災体制の整備を推進することが求められています。

市域が広く、広域消防到着までに時間を要する本市においては、初期消火活動における地域の分団の重要性は非常に高く、これまでの過疎対策においても、小型動力ポンプ付積載車の購入や、防火水槽、消火栓、消防団格納庫・詰所の整備等により機能の充実を図ってきました。

しかしながら、今後も老朽化した施設及び設備の更新が必要不可欠であり、計画的に整備を行わなければなりません。

また、近年は史上稀に見る規模の台風や集中豪雨が頻発しており、避難生活が長期化することも想定しておく必要があります。このような大規模災害に対し、平常時・災害時を通じて有効活用できる防災拠点施設を整備するとともに、感染症対策等も視野に入れた避難所の環境改善に取り組む必要があります。

併せて、自主防災組織を育成し、災害に強い地域づくりを進めなければなりません。

(2) その対策

ア 上下水道の整備

- ・上水道については、市民に対する安全で良質な水の安定供給を図るため、令和元年度に策定した西海市新水道ビジョンや西海市水道事業経営戦略を基に、布設から30年以上経過した水道管や老朽化した浄水施設の計画的且つ効率的な更新に取り組みます。また、市民ニーズを適確に把握し、サービス水準の向上と経営基盤強化に努めます。
- ・汚水処理については、公衆衛生の向上、及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道を中心に整備を進めるほか、集合処理の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ・供用開始後一定期間が経過している老朽施設については、計画的な更新及び統廃合に努めます。

イ ごみ処理及びし尿処理施設等の整備

- ・生活環境を保全するため、ごみ処理施設及びし尿処理施設の他、火葬場等の適正な管理運営に努めるとともに、老朽化した施設等の更新に係る施設整備や、不要となった施設の解体・撤去等を計画的に推進します。

また、迅速なごみの収集等を行うため、車両等の更新・導入を計画的に行っていきます。

- ・ごみ排出量のさらなる削減やリサイクル率の向上を図るため、市民の環境保全に対する意識高揚に資する啓発活動や、各家庭への生ごみ処理機器導入に対する補助、不法投棄の監視体制の強化に努めます。

ウ 住環境の整備

- ・市内の住宅需要の格差を考慮した市営住宅の建替計画及び老朽化した住宅の用途廃止などに努め、需給バランスを考慮した管理戸数の目標設定を行い、適正な市営住宅の管理運用に努めます。
- ・地域の特性や需給バランスに応じた種類の住宅建設及び高齢者等のための住宅整備に努めます。
- ・住宅の省エネ化やバリアフリー化、安心して子育てができる住まいづくり・健康寿命の維持増進のための住環境整備に努めます。
- ・市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心な暮らしの実現のため、管理不全な状態にある空き家等の除却支援に努めます。
- ・民間事業者が行う賃貸住宅整備について、良質な賃貸住宅の建設を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化に資すると認められるものに対する支援を行います。

エ 消防・防災体制の整備

- ・市民の生命と財産を守り、災害等に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを行うため、自助・共助・公助のそれぞれの役割を明確にし、それらが互いに連携し協働できる体制づくりの推進を図り、自主防災組織の育成、防災対策の推進、防災拠点の整備、消防・防災体制の充実・強化に努めます。
- ・避難期間の長期化や感染症対策等も想定した災害対策の強化及び避難所の環境改善に努めます。
- ・各地域の実情に応じた消防団員数の確保を図るため、入団及び消防団活動への市民理解の促進に努めます。また、消防団の活性化に資するため組織の適正化、訓練の充実及び消防団員の活動環境の整備等に努めます。
- ・消防・防災体制の充実、強化を図るため、消防車両や防火水槽、消防団格納庫・詰所等の消防設備の整備等、広域的連携のもとに消防署との協力体制の強化に努めます。
- ・風水害等の自然災害発生時の迅速で適切な対応を図るため、準用河川台帳電子化及びハザードマップ作成等に取り組みます。加えて、市内の危険箇所解消に向けて、急傾斜地崩壊対策や海岸保全等に努めます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	送配水管等布設替事業(旧簡易水道分) 内容：導水管布設替、送水管布設替、配水管布設替 L=7,000m	市	
		水道施設整備事業(旧簡易水道分) 内容：取水施設整備、浄水施設整備、配水施設整備、送水施設整備	市	
		水道施設統合事業(旧簡易水道分) 内容：浄水場建設, 用地取得、浄水場改良 取水設備、導水設備、電気計装設備 送水設備、導水管布設、 送配水管布設	市	
		未給水地域解消事業(旧簡易水道分) 内容：送配水設備 送配水管布設 L=3,000m	市	
	簡易水道	送配水管等布設替事業 内容：導水管布設替、送水管布設替、配水管布設替 L=1,600m	市	
		水道施設整備事業 内容：取水施設整備、浄水施設整備、配水施設整備、送水施設整備	市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業瀬戸処理区 内容：管渠整備工事 A=87.3ha 処理施設2系統工事 1式	市	
		特定環境保全公共下水道事業大串処理区 内容：管渠整備工事 A=66.6ha 処理施設2系統工事 1式	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水処理施設機能強化事業 目的：既存の農業集落排水処理施設を 適時、適切な修繕と更新により、 施設を長寿命化させるため、 機能診断及び改修工事を行う。 内容：10処理区	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	地域し尿処理施設	大島地区汚水処理施設統廃合事業 目的：施設統廃合することにより、維持管理費等のコスト削減を行う。 内容：6施設を3施設に統廃合する。	市	
		徳万地区コミュニティ・プラント事業 内容：管渠整備工事 A=2.24ha	市	
	(3) 廃棄物処理施設	一般廃棄物最終処分場延命化事業 目的：西海市大瀬戸最終処分場の嵩上げ工事を行い、処分場の埋立容量を確保し、適正かつ安定したごみ処理体制を整え、施設の延命化を図る。 内容：最終処分場の嵩上げ工事等	市	
	ごみ処理施設	西海市最終処分場整備事業 目的：令和12年度からの最終処分容量を確保するため、最終処分場の整備を行う。 内容：新西海市最終処分場の整備	市	
		西海市大瀬戸最終処分場補修事業 目的：西海市大瀬戸最終処分場内の機器点検整備を行い突発的な故障を未然に防止し、安定した施設の運転を図る。 内容：機器の補修及び更新等	市	
	その他	汚泥再生処理センター補修事業 目的：西海市汚泥再生処理センター施設内の機器点検整備を行い、突発的な故障を未然に防止し、安定した施設の運転を図る。 内容：機械の補修及び更新等	市	
		リサイクルセンター車両購入事業 目的：取得から10年以上経過しており老朽化しているため、車両を購入し、リサイクルセンター及び市内環境美化の作業の効率化を図る。 内容：車両の購入	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境 の整備	(4)火葬場	西海斎場補修工事 目的：既存の施設を適時、適切な改修 と更新により、長寿命化させる。 内容：火葬炉の補修等	市		
	(5)消防施設	消防ポンプ車及び小型動力ポンプ付 積載車購入事業 目的：消防設備の充実強化。 内容：耐用年数を超えた消防ポンプ車 及び小型動力ポンプ付積載車の 更新を行う。(年4台更新)	市		
		消防水利整備・改修事業 目的：消防水利の確保。 内容：水利が無い地域の水利整備・老朽化 した水利改修を行う。	市		
		消防施設整備事業 目的：消防施設の充実強化。 内容：老朽化した消防団格納庫・詰所の 建替、改修を行う。 (年2棟建設)	市		
	(7)過疎地域持続的発展特 別事業	生活	民間賃貸住宅建設促進事業 目的：建設費用の一部を補助することにより、 良質な賃貸住宅の建設を促進し、市民 の住環境の向上と移住・定住人口の確保及 び地域経済の活性化を促進する。 内容：民間が整備する賃貸住宅等の建設費 用の一部を補助する。	市	
			親子でスマイル住宅支援事業（住宅性能向 上リフォーム支援事業） 目的：安心して子育てのできる住まい・居 住環境の形成と健康寿命の維持増進を図 る。 内容：戸建住宅又はマンション等のリフォ ーム工事を行う者に対し、補助金を交付す る。	市	

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	生活	子育て応援住宅建築支援事業 目的:安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成と健康寿命の維持増進を図る。 内容:新たに3世代同居又は近居、多子世帯で同居するための新築工事を行う者に対し、補助金を交付する。	市	
	危険施設撤去	老朽危険空き家除却支援事業 目的:空き家等の管理の適正化を図ることにより、管理不全な状態となることを防止し、市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心な暮らしの実現に寄与する。 内容:空き家等の除却を行う者に対し補助金を交付する。	市	
	危険空き建築物除却支援事業	危険空き建築物除却支援事業 目的:空き建築物の管理の適正化を図ることにより、管理不全な状態となることを防止し、もって市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心な暮らしの実現に寄与する。 内容:空き建築物の除却を行う者に対し補助金を交付する。	市	
	防災・防犯	防災力向上支援事業 目的:地域の防災力向上。 内容:行政区単位で結成した自主防災組織に対し、防災用資機材を支給する。また、防災士資格取得者に対し、補助金を交付する。(84組織)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者・障がい者福祉

全国的に高齢化の進展が社会問題となっていますが、過疎地域である西海市の全人口に占める高齢者の割合と高齢化のスピードは著しく、65歳以上の高齢者人口割合は平成2年度の国勢調査時点で19.6%であったものが、平成27年度においては34.2%と全住民の三分の一が高齢者となっており、超高齢社会を支える体制の整備、充実が急務となっています。

高齢者が健康で生き生きと自立した生活を送るためには、要介護状態に陥らないよう、身近な地域での介護予防事業の拡充を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らせるよう、在宅介護を基本として、高齢者や家族のニーズに応えるため、サービスの質の向上を図り、適切な介護サービスが受けられる介護施策の充実に努める必要があります。

また、核家族化の進行により、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者世帯も増加しており、地域全体で高齢者を見守り支える仕組みづくりが求められるとともに、高齢者自身が生きがいを持って積極的に社会参加できるような場が必要です。

障がい者福祉については、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく生活を送れるよう、ノーマライゼーションの理念に基づき、主要施設のバリアフリー化を促進するとともに、障がい者自身の自立と社会参加を促す仕組みづくりが必要です。加えて、市域が広く公共交通機関の利便性も低い本市においては、高齢者や障がいを抱える方々の移動に対する支援が必要不可欠です。

■高齢者福祉分野の施設

施設種別	今回計画	
	設置数	定員
養護老人ホーム	1	50
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4	(入所) 237 (ショート) 36
生活支援ハウス	4	56
共同生活所	1	6
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	10	180
小規模多機能型居宅介護	2	17
介護老人保健施設	2	130
有料老人ホーム	1	6
サービス付き高齢者向け住宅	1	19

出典) 市資料

イ 結婚から子育て

平成27年国勢調査時点の本市未婚率は、25-29歳では男67.9%、女51.4%（全国値 男72.7%、女61.3%）と比較して低いものの、30-34歳では男47.5%、女32.6%（全国値 男47.1%、女34.6%）35-39歳では男37.9%、女22.1%（全国値 男35.0%、女23.9%）と高くなっており、未婚・晩婚化が進んでいる状況にあります。これまで、結婚を望む独身男女を対象とした婚活イベントなどによる出会いの場を提供してきました。

本市の0歳～14歳までの年少人口は年々減少傾向にあり、平成27年国勢調査によると3,193人、総人口に占める割合は11.4%となっています。この割合は長崎県平均（13.0%）に比べ1.6ポイント低く、本市の少子化が進行していることがうかがえます。

本市では、少子化の進行が地域の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるとの認識のもと、安心

して子どもを産み育てられる環境づくりを目指し、出産前を含め子育ての段階に応じた保健師や助産師による相談への対応、親育ちプログラム事業など仲間づくりの機会の充実による不安の解消、延長保育や休日保育、放課後児童健全育成事業の実施に対する助成、ファミリー・サポート・センターの運営など、妊娠・出産期から学童期に至るまで切れ目のない子育て支援の充実に取り組んできました。

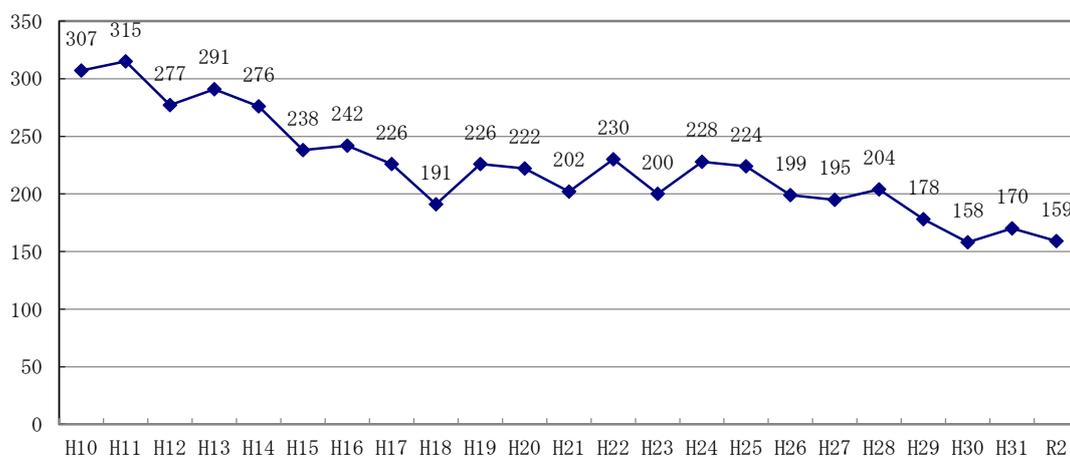
過疎地域から非過疎地域になることを目指すうえで最重要課題である人口対策の観点から、今後も、核家族化の進行や女性の就労の拡大により、子育て世代が安心して子どもを産み育て、子育てと仕事を両立することができるよう地域の子育て支援サービス等子育て環境の充実が必要不可欠です。

特に乳幼児を抱える家庭においては、育児休業制度の導入促進に加え、多様な就労形態等への対応を図るため、保育所の延長保育・一時保育など保育サービスが受けられる環境が必要とされているとともに、幼稚園児や小学生を抱える家庭においては、降園後や放課後などの預かり保育や学童保育などのサービスが受けられる環境の充実が求められています。

また、少子化や核家族化の進行、地域との繋がり希薄化などにより、家庭における子育て力が低下してきていることや、育児不安やストレスから児童への虐待につながるケースの増加が懸念されていることから、家庭相談員や児童福祉司等による専門的な相談支援の重要性が高まっています。

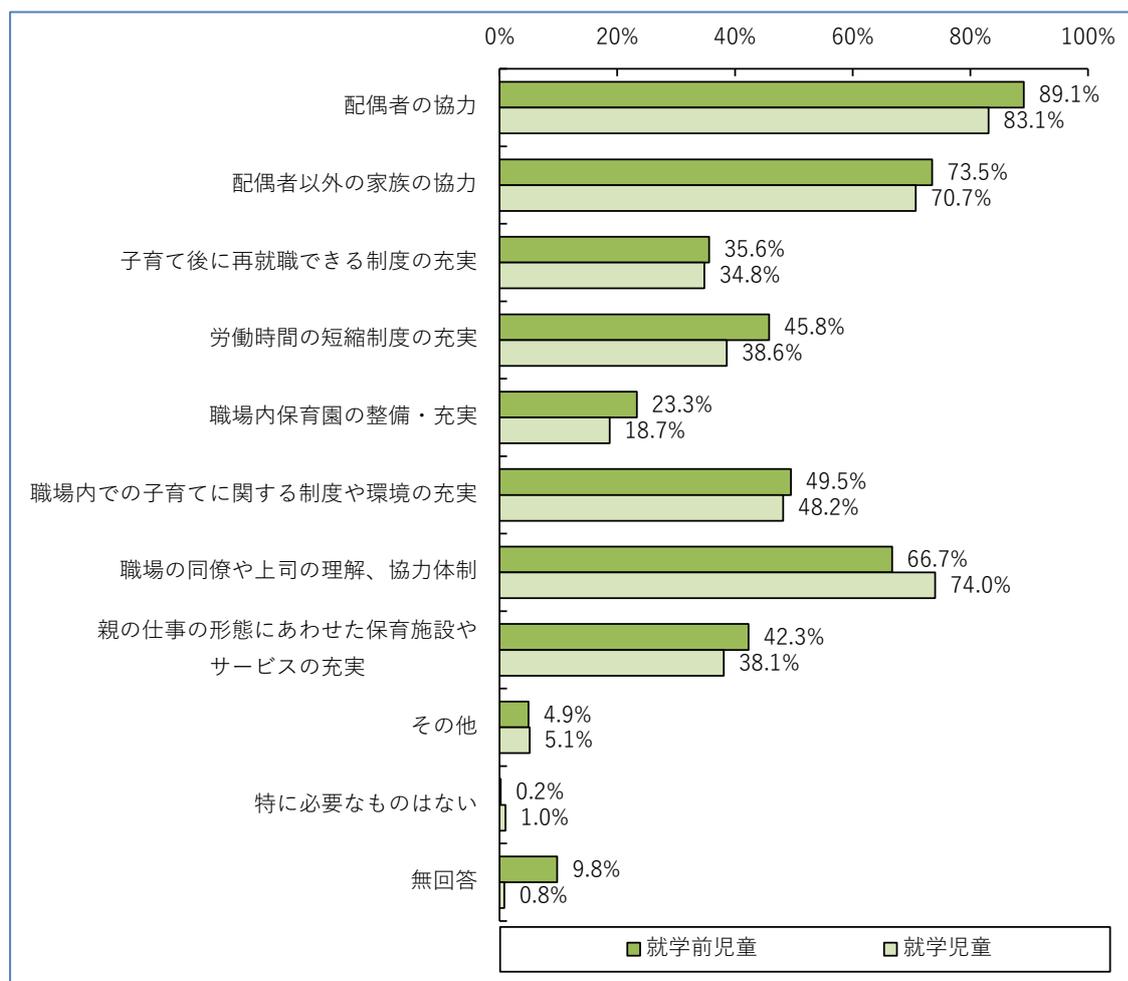
加えて、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担う「ひとり親家庭」では、雇用環境の脆弱な本市においては、特に、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくなく、このような状況にある方々に対する相談機能の強化や、「ひとり親家庭」の家事等の負担軽減や経済的な自立を促進するための支援策の充実が求められています。

■出生数の推移



出典) 長崎県異動人口調査

■ 仕事と子育てを両立させるために何が必要か（市民アンケート結果）



出典) 第2期西海市子ども・子育て支援事業計画

■ 児童福祉分野施設の状況

施設種別	設置数	定員	入所者数	待機者数
保育所・認定こども園等	18	989	884	0
子育て支援センター	14	-	-	-
児童館	1	-	-	-
放課後児童クラブ	14	-	-	-

出典) 福祉事務所資料（令和3年4月1日現在）

ウ 保健・健康づくり

市民の「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、特定健康診査、各種がん検診等及び、予防接種の積極的な参加を促すとともに、各種事業が効率的に実施できるよう関係機関と連携していく必要があります。

今後は、新たな感染症に対する予防対策を考慮しつつ、これまでの保健事業の充実、市民ひとりひとりが豊かな生涯をおくるための健康づくりを支援するとともに、医療費の削減という観点からも、幅広い分野にわたって市民の健康づくりを推進していく必要があります。

西海保健センター（平成11年施工）、市民の保健福祉活動の拠点として整備されましたが、施設設備の老朽化が課題となっています。引き続き、保健福祉活動の拠点としての役割を十分に果たせるよう、改修も含めた施設設備の整備が必要です。

(2) その対策

ア 高齢者・障がい者福祉等の充実

- ・高齢者や障がい者が、家庭や地域の中で健康で安心して生活が送れるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、市民に対する福祉意識の啓発や、高齢者や障がい者を支える方々の活動を支援し、地域の中で支えあうことのできる社会の構築に努めます。
- ・高齢者が生きがいのある暮らしが送れるよう、各地域の老人会等が自主的に取り組む活動に対する支援や、高齢者の豊富な知識や経験を活かした子ども達との世代間交流など、社会参加機会の創出に努めます。
- ・高齢者や障がい者に十分配慮した生活環境の整備を図るため、交通費助成等による移動支援に努めるとともに、住宅改造に対する助成や、公共施設等のバリアフリー化等、更には、老朽化した施設の改修を行い、快適な住環境を提供することに努めます。
- ・成長に支援が必要な子ども達への支援と、その保護者の負担軽減を図るための施設整備や、整備した施設を関係する機関等と連携を図りながら施設の活用と利用者支援に努めます。

イ 結婚から子育て支援の充実

- ・結婚を希望する市内の未婚者を対象とした婚活支援を行うことで、出会いの場を創出し結婚の希望をかなえます。
- ・子どもを安心して生み育てることができ、子ども達が健やかこのびのびと成長できる環境整備を図るため、妊娠婦や子育て世代への支援の充実を図るとともに、住民同士の子育て相互援助活動や子育てに関する悩みなどを相談できる体制を強化し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ・ITを活用したリモート相談や子育て世代包括支援センターの整備により、保健師や助産師等の専門職に子育てに関する悩みなどを相談できる体制の整備に努めます。
- ・多様な市民の保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、病児保育、休日保育等の保育サービスの充実努めます。さらに、子ども同士が交流し、安心して遊べる場所の確保を目指すとともに、養育者が交流できるネットワークの構築に努めます。
- ・離島地域においては、環境面の不備が少子化を助長することがないように、特段の配慮を行い支援に努めます。
- ・母子家庭や父子家庭などのひとり親世帯の経済的な自立や健康保持を図るため、就業に有利な資格取得への支援や相談機能の充実、医療費等の負担軽減に対する支援に努めます。
- ・子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、保育料や医療費等の子育てにかかる経済的負担軽減に努めます。
- ・保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、児童館などの障害児に配慮した施設整備やAI やIoT等の技術を活用した保育の質の向上を図ります。

ウ 保健・健康づくりの推進

- ・疾病の予防、早期発見、早期治療を促進し地域を担う健康な人づくりを図るため、年齢層に応じた予防接種に係る経済負担の軽減等の対策充実努めます。
- ・新たな感染症予防に考慮しながら市民の健康管理意識をさらに高めるために、年齢層に応じた検診等の充実努めるほか、食生活改善推進員、健康づくり推進員などとの連携のもと、食生活を中心とする地域ぐるみの健康づくり対策の充実などを積極的に推進するとともに、働き盛りや高齢者などの心の健康づくりに向けた対策に努めます。
- ・自殺防止対策として、原因となるうつ病の早期発見や治療に結びつく啓発活動や相談窓口の周知を図

り、これら地域活動を通して、一人ひとりの気づきと見守りを促すための事業を推進します。

- 健康・医療・介護情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の充実を図り、特定健康診査の結果、レセプト等のデータを活用し分析を行うことや、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業の評価においても健康・医療・介護情報を活用し健康づくりに向けた対策に努めます。
- 西海保健センターを保健福祉活動の拠点とし、市民が安心して利用しやすい施設として維持できるよう、計画的に施設設備の改修整備を行います。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	西海保育園施設整備（大規模修繕）事業 目的：障害児や医療的ケア児を受け入れるための施設整備及び老朽化等による修繕箇所の施設整備 内容：西海保育園の大規模修繕への補助	社会福祉法人	
		西彼保育園施設整備（大規模修繕）事業 目的：地盤沈下及び老朽化等による床面の傾き等修繕のための施設整備 内容：西彼保育園の大規模修繕への補助	学校法人	
		はすの実保育園施設整備（大規模修繕）事業 目的：避難経路の確保及び老朽化等による修繕箇所の施設整備 内容：はすの実保育園の大規模修繕への補助	社会福祉法人	
	児童館	大島児童館改修事業 目的：子育て環境の充実による少子化の抑制。 内容：大島児童館の屋上防水、床、遊具等老朽箇所の改修工事を年次計画で実施	市	
	障害児入所施設	児童発達支援事業所整備 目的：療育が必要な未就学児に児童発達支援などの必要なサービスを提供するため、新たに施設の整備を行う。 内容：遊休施設を利活用し、事業所として整備するにあたって必要となる施設整備及び修繕を行う。	市	
	(2) 認定こども園	市立認定こども園施設整備事業 (大島地区認定こども園整備事業) 目的：子育て環境の充実による少子化の抑制 内容：旧大島幼稚園の園舎を解体し跡地に駐車場を整備するもの	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	高齢者コミュニティくろくち荘改修事業 目的：施設整備により高齢者が家庭や地域の中で健康で安心して生活が送れるよう支援する。 内容：高齢者コミュニティくろくち荘の雨漏改修他、浴室脱衣所及びトイレ改修工事を年次計画で実施	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	西彼保健福祉センター施設改修事業 目的：施設整備により高齢者が家庭や地域の中で健康で安心して生活が送れるよう支援する。 内容：老朽化した施設の更新及び改修を行い機能向上を図る。	市	
	(4) 市町村保健センター	西海保健センター施設改修事業 目的：施設整備により健康づくりの拠点施設とし、市民が安心して利用出来るよう支援する。 内容：老朽化した施設の更新及び改修を行い機能向上を図る。	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	特別保育事業（療育保育） 目的：誰もが安心して暮らすことのできる魅力ある生活・居住環境づくり 内容：支援を要する児童が入所している保育所等において当該児童を担当する保育士の人件費等の一部を助成し、安心して子育てが出来る環境を整備する。市の実施要綱に基づく療育保育事業を実施する私立保育所等に対して市が定めた基準額以内の範囲で助成する。	市内保育所	
		こども医療費助成事業（小・中・高校生） 目的：少子化による人口減少対策として、従来実施している乳幼児福祉医療費助成事業の対象者をこども（小・中・高校生）まで拡大することにより、保護者の経済的負担を軽減する。 内容：従来の乳幼児医療助成事業に準ずる。	市	
		子どものための教育・保育給付 目的：子育て環境の充実による少子化の抑制。 内容：保育の実施に要する保育費用負担の軽減 ・国基準より低廉な負担額の設定 ・同時入所第2子以降無料化 ・第3子以降保育料無料化 ・副食費の無償化	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>目的：子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを開設する。</p> <p>内容：子どもの預かり、送迎や会員の募集、情報交換の場を提供するなどの活動を実施する。</p>	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>わいわいサロン事業</p> <p>目的：高齢者の生きがいづくり、社会参加促進。</p> <p>内容：老人会等の年間計画に基づく自主的な社会参画活動に対する活動費助成。</p>	老人会等	
	高齢者・障がい者福祉	<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>目的：障害者及び高齢者の社会活動の参加の機会を増やし、障害者等の自立を図ることを目的とする。</p> <p>内容：障害者及び高齢者の自立を図るため、交通費の一部を助成。</p>	市	
	その他	<p>出産祝金事業</p> <p>目的：次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長に寄与するとともに子育て世帯の経済的な支援を行う。</p> <p>内容：支給対象の子どもが出生後、本市に引続き居住する意思がある世帯に対して、祝金を支給する。</p>	市	
		<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>目的：不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>内容：体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。1回につき10万円（凍結胚移植等については5万円）を限度とする。</p>	市	
		<p>未熟児産後支援事業</p> <p>目的：市内に産婦人科がなく、出生後入院加療を必要とする未熟児の保護者(産婦)の宿泊費を助成することで、授乳や愛着形成のために児のもとに通う産婦の身体的負担及び経済的負担を軽減する。</p> <p>内容：宿泊費(食費を除く)の一部を助成する。(12万円上限)</p>	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		婚活支援事業 目的：独身男女の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、関係団体と連携しつつ独身男女同士の出会いと交流の場を提供する。 内容：婚活イベント、セミナー及び県の婚活支援システム登録促進等	市及び市内団体	
	基金積立	特別保育事業（療育保育）基金積立 しまの子育て支援事業基金積立 わいわいサロン事業基金積立 こども医療費助成事業基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療体制は、3つの国保直営診療所と民間の医療機関により構成されています。平成30年10月1日現在の本市の病院病床数は420床となっており、人口1,000人あたりに換算した場合、長崎県平均19.4床を4.0床下回る15.4床となっています。また、一般病床に限定すると、県全体11,901床に対して、本市には1床もなく、決して充実したものとはいえない状況です。

また、市内の医療機関には眼科や産婦人科などの専門の医療機関はなく、市民は必要に応じて市外の病院に通院している状況にあります。

既存診療所の医師も高齢化が進んでおり、地域医療の担い手の確保が喫緊の課題となっています。

これまでの過疎対策においても、市民に健康で安心できる生活環境を提供するため、診療所の医療機器の導入や診療所・医師住宅の改修等による機能充実、民間の医療機関等との連携による良質な医療の提供、救急医療体制の整備などを推進してきました。

しかしながら、急速な高齢化の進展や生活環境の変化、介護保険制度の導入などにより、医療を取り巻く環境は大きく様変わりしています。本市においても、高齢化への対応や子育て環境の充実を図る上で、医療体制の充実に関する意向は極めて高く、総合計画策定時における市民意識調査においても重点的に取り組むべき課題となっています。

■医師数及び歯科医師数

	医師数		歯科医師数		参考 (平成30年10月1日) 現在人口
	実数	人口1,000人当たり	実数	人口1,000人当たり	
長崎県	4,300	3.2	1,192	0.9	1,341,000
西海市	38	1.4	11	0.4	27,291

出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「長崎県医療統計」

(2) その対策

- 市民の医療ニーズに対応した医療体制を確立し、地域医療の充実を図るため、国保診療所の医療機器の更新・整備、診療所・医師住宅の改修・整備、長崎医療圏域及び佐世保県北医療圏域の救急輪番制病院への運営費補助、民間活力の導入を促進するための新たな施設整備や運営に対する支援、ICT技術の導入支援による市内医療機関と二次医療機関の情報共有やオンライン診療など、質の高い医療サービスの提供に努めるとともに、市民のニーズに対応した病床の活用を検討する等、適切で快適な療養環境の提供に努めます。
- 民間病院等の新規開設や承継に伴う設備投資等に対する支援を行うことにより、地域医療の維持・確保に努めます。
- 市民が安心・安全な医療サービスを受けることができるように、救急や夜間の医療を担う救急クリニックを支援し、地域医療の充実を図ります。
- 医師不足や休日、夜間、緊急時における救急医療体制の充実等恒常的な課題に対応するため、継続的に県、圏域市町、医師会、関係医療機関等との連携に努めます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1)診療施設 診療所	診療所医療機器等整備事業 内容：医療機器等の更新・導入	市	
	その他	診療所医師住宅等整備事業 内容：診療所医師住宅等の整備	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	医療機関新規開設・承継補助事業 内容：病院等の新規開業、既存病院等の承継する医師に対して支援を行う	市	
	基金積立	救急医療確保対策事業基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 教育環境

本市では、過疎化及び少子化の進行により、子どもが参加する地域行事が減少するなどが課題となっており、学校や子ども会などにおいても望ましい集団活動を進めることが困難な状況になっています。

また、核家族化あるいは価値観の多様化等により、共同体意識が衰退傾向にあり、その結果、住民同士の絆が希薄化し、地域づくりや教育の上でこれまで西海市が誇りとしてきた「他人の子も褒め叱る教育」が昔のこととなりつつあり、青少年の健全育成は勿論のこと、子どもの安全な登・下校や不登校などの問題にしっかり対応していくことが必要です。

一方で、教育分野では、学校の教育力と地域の教育力をしっかりと連携させ、地域人材を学校教育へ参画させるための仕組みづくりが求められています。このため、一つの方策として学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクールの導入を進めているところです。

学校施設については、子どもが一日の大半を過ごす活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、子どもや地域住民の安心・安全を確保する上で学校施設の環境整備は極めて重要であり、バリアフリー化を含めユニバーサルデザイン等を導入した施設整備や避難所機能を果たす防災機能の強化を図る整備が必要です。

さらに、近年では夏季において猛暑日が続くことが多く、温暖化による学習環境の悪化が懸念されていることから、令和元年度までに全ての普通教室に空調設備を設置することができましたが、今後は特別教室等にも空調設備の設置に向けて検討することが必要です。

また、令和3年5月現在、市内小・中学校の建物の耐震化率は100%になっていますが、非構造部材の耐震化など耐震性能の向上や今後の施設維持に向けた保全計画を確立し、定期的なメンテナンスを施す長寿命化対策、教育内容の多様化に対応した施設整備等を計画的に推進していくことが必要になっています。

子どもたちが、切磋琢磨しながら学習やスポーツに励むためには、望ましい学校規模が必要であると言われてしています。本市の学校規模は、令和3年度現在、小学校においては13校中4校が複式学級を有し、また、中学校においては、6校中4校がクラス替えのできない学年が存在する過小規模校となっています。この小規模化傾向は、今後ますます拡大することが予測されることから、学校の適正規模化を促進する必要があり、これに伴う学校施設改修の必要性が見込まれます。

さらに、新しい教育に対応するためには、特別支援教育が必要な児童生徒、いじめ・不登校等への対応など、複雑・困難化し増加している課題に対応しつつ、多機能な施設環境を整備推進していくことが急務となっています。

学校給食施設では、安全安心な給食を提供するため、より一層の安全管理、衛生管理に努める必要がありますが、施設設備等の老朽化が進んでおり、年次的な施設改修や施設備品の更新が必要となっています。

また、市内に3校ある県立高等学校においては、人口減少により生徒数の確保が難しくなっており、若者の市内定着のためにも、学校ごとの魅力向上などによる進学率の向上を図っていく必要があります。

イ 生涯学習・スポーツ

本市は、公立公民館として中央館を5館、地区館10館を設置しています。また、地域住民の自主運営による自治公民館が71館あります。公立公民館と自治公民館では、予算や運営などの上で大きな違いが

あり、統一した活動ができにくい現状にあることや、将来的に人口の減少と高齢化が更に予測される本市においては、適正な規模による公立公民館の設置が望まれます。

また、これまでは、合併以前から取り組まれてきた特色ある事業や講座を継続発展させるとともに、公民館活動の活性化を施策の中心に据え、市民のニーズに応える取組を進めてきました。しかし、余暇時間の増大や人々の価値観の多様化に伴い、生涯にわたる多様な学習への関心が高まるとともに、図書館をはじめとする社会教育施設の老朽化に伴う整備や活動内容のさらなる充実を求める声が聞かれるようになっております。また、地域力を高める上から、個人的な趣味・教養を充足させる生涯学習だけでなく、「公共」を支える主体的な意識づくりとしての学習活動の促進も期待されています。

今後の生涯学習の展開に当たっては、地域づくりという観点から「公民館活動」を一層進展させるとともに、市民の自分づくりという観点からライフステージに応じた「生涯学習講座」を用意することが求められています。

スポーツについては、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ事が出来る環境整備が求められています。今後は、スポーツ推進計画をはじめとする各種計画に基づき、各施策を推進していきます。

(2) その対策

ア 教育環境の充実

- ・学習指導要領の理念である「生きる力」を育むことを念頭に、学校教育の充実、及び学校・家庭・地域の3者が協働して望ましい教育を実現するため、能力や個性を伸ばす教育の推進、豊かな心と規範意識の育成、健康で安全な学校生活の実現、教職員の資質の向上、幼児期の教育の振興に努めます。
- ・伝統的な良き教育風土の再生を図るため、老人会や婦人会などと連携しながら、家庭の教育力の向上、学校・家庭・地域の協働、青少年の健全育成に努めます。
- ・加えて、未来に向かって成長する子どもたちに、安全で快適な学習や生活の場を提供するため、早急かつ計画的に学校施設の耐震性能向上や各種営繕工事を行い、長寿命化対策・機能化等に資する教育環境の整備に取り組むほか、学校適正配置に伴う施設改修を進めるとともに、遠距離通学の児童・生徒に対する通学手段の確保と通学費に対する支援に努めます。
- ・教職員住宅については、旧式の家屋や老朽化の進んでいる家屋が多いため、著しく老朽化した住宅の解体を進めるとともに住みやすい住宅へ建て替えや改修を行い、維持管理に努めるとともに、学校の適正配置に伴う教職員住宅の有効活用についての検討に努めます。
- ・子どものことを心配せずに親が働くことのできる環境を創出するため、放課後や週末の子どもたちの居場所づくりに努めます。
- ・特別支援学校小学部・中学部の市内開設に向けた実態の把握や関係機関への要望活動等に取り組みます。
- ・児童生徒が抱える様々な課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて支援を行える体制の整備に努めます。
- ・離島地区からの高校進学については、通学に要する交通費、居住費及び帰省費に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。
- ・老朽化した学校給食施設の改修、厨房機器等の更新を行い、食中毒発生防止や異物混入防止の徹底を図ります。
- ・市内の3つの県立高等学校の魅力向上に資する取組に対する支援等を行い、市内中学校などからの進学率を向上に努めます。

イ 生涯学習・スポーツの推進

- ・市民誰もが、時間や場所にとらわれる事なく、必要に応じて自分に適した手段・方法を選んで自由に取り組む生涯学習環境の整備を図るため、学習や活動拠点となる図書館や公民館等の施設整備、学習環境の充実、公民館活動の活性化、人権・同和教育の推進に努めます。
- ・地域力の向上を図るため、学校・家庭・地域の協働推進に努めます。
- ・心身ともに健康な市民の育成を目指し、ライフステージに応じてスポーツを楽しむ環境づくりを実現するため、指導者の育成や誰もが参加できるスポーツイベントの開催等による活力あるスポーツの振興や、多種多様なスポーツを楽しむことのできるスポーツ施設等の充実に努めます。
- ・小・中・高校生の九州大会・全国大会で活躍できる環境づくりと競技力の向上を図り、まちづくりの活力に繋げるため、スポーツ指導者の育成を図ります。
- ・公民館や体育館も学校施設と同様に地域の防災拠点に指定されているところがあり、耐震化や老朽化に備える必要があります。今後は、老朽化に伴う改修整備を行うとともに、統廃合も視野に入れた長期的な整備計画を図っていきます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育 の 振 興	(1) 学校教育関連施設 校舎	西彼北小学校校舎施設等整備事業 目的：校舎大規模改修事業 内容：屋上防水、外壁、トイレ、内部建具、床、壁塗装、電気設備、機械設備改修工事	市	
		大崎小学校施設等整備事業 目的：校舎大規模改修事業 内容：校舎屋上防水、外壁、トイレ、内部建具、床、壁塗装、電気設備、機械設備改修工事	市	
		大瀬戸小学校施設等整備事業 目的：改修事業 内容：内部、トイレ、外壁改修	市	
		雪浦小学校施設等整備事業 目的：校舎大規模改修事業 内容：内部、屋上防水、外壁、電気設備、機械設備改修	市	
		西海北小学校施設等整備事業 目的：校舎トイレ改修事業 内容：校舎内部各階トイレ、水道管改修	市	
		大瀬戸中学校施設等整備事業 目的：校舎大規模改修事業 内容：内部、屋上防水、外壁、トイレ	市	
		大崎中学校施設等整備事業 目的：校舎トイレ改修事業 内容：校舎内部各階トイレ、職員トイレ改修	市	
	屋内運動場	西海小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部、屋上防水、外壁	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育 の 振 興	屋内運動場	西海中学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部、外部（一部）、電気設備、機械設備改修	市	
		ときわ台小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：外壁、屋上防水改修	市	
		大串小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部、外壁改修、屋上防水	市	
		西彼北小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部改修、外壁、屋上防水	市	
		大崎小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：外壁、電気設備改修	市	
		西海東小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部、外壁改修	市	
		西彼中学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部改修、外部改修	市	
		西海北小学校屋内運動場改修事業 目的：屋内運動場大規模改修事業 内容：内部、外壁、屋上防水	市	
	屋外運動場	小学校遊具更新事業 目的：小学校屋外運動場遊具更新事業 内容：小学校遊具の更新工事	市	
		西海北小学校運動場改修事業 目的：屋外運動場改修事業 内容：表土、排水等	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育 の 振 興	教職員住宅	教職員住宅トイレ水洗化事業 目的：教職員住宅のトイレ水洗化 内容：トイレ水洗化改修（丹納住宅1、丹納住宅2）	市	
		教職員住宅解体事業（栗坂町アパート1棟4戸） 目的：教職員住宅解体	市	
		教職員住宅解体事業（松崎町アパート1棟4戸） 目的：教職員住宅解体	市	
		教職員住宅改修事業（間瀬アパート1棟4戸） 目的：教職員住宅の整備 内容：外壁・建具・屋根・電気設備	市	
		教職員住宅改修事業（池崎アパート1棟6戸） 目的：教職員住宅の整備 内容：外壁・内装	市	
		教職員住宅改修事業（檜浦アパート1棟4戸） 目的：教職員住宅の整備 内容：外壁・内装	市	
	スクールバス・ポ ート	スクールバス購入事業 目的：遠距離通学者が利用するスクールバスの購入 内容：中型バス、マイクロバス等	市	
	給食施設	学校給食備品購入事業 目的：安全安心な学校給食の提供 内容：老朽化した厨房機器等の整備 ※冷凍庫、冷蔵庫、食器・食缶洗浄機、真空冷却器、 食器消毒保管機等	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(3)集会施設、体育施設等 公民館	西彼教育文化センター改修事業 内容：屋上防水、外壁工事	市	
		西海公民館改修事業 内容：受変電施設改修、浄化槽設備改修	市	
		多以良地区公民館改修事業 内容：屋上防水工事、内装改修、トイレ洋式化 受変電設備改修	市	
		松島地区公民館改修工事 内容：屋上防水工事、外壁改修、内装改修	市	
		崎戸中央公民館改修事業 内容：塔屋解体工事、外壁改修工事、内装改修	市	
		雪浦地区公民館改修事業 内容：受変電設備改修、外壁改修工事	市	
	集会施設	集会所等整備事業費補助事業 内容：自治会等集会施設整備費に対する助成	自治会	
	体育施設	西海スポーツガーデン体育館改修事業 内容：屋上・外壁・照明・トイレ ガラス飛散防止	市	
		西海スポーツガーデングラウンド設備改修事業 内容：防球ネット嵩上 ベンチ改修	市	
		西海スポーツガーデンテニスコート移設事業 内容：テニスコート整備	市	
		崎戸総合運動公園運動場照明設備改修 内容：照明設備改修	市	

		大島中央運動公園照明設備改修 内容：照明設備改修	市	
		大島体育館改修事業 内容：屋上・外壁・電気設備	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育 の 振 興	体育施設	西彼総合体育館改修事業 内容 屋上・外壁・電気設備	市	
		大瀬戸総合運動公園サブグラウンド改修事業 内容 グラウンド改修	市	
		西彼多目的運動公園グラウンド改修 内容 グラウンド改修	市	
		西彼多目的運動公園グラウンド設備改修 内容 防球ネット嵩上	市	
		社会体育施設遊具更新事業 内容 大瀬戸総合運動公園・西海 スポーツガーデンの遊具更新	市	
		社会体育施設キュービクル更新事業 内容 大瀬戸総合運動公園・西海スポーツ ガーデン・西彼中央運動公園・大島 中央運動公園のキュービクル更新	市	
		雪浦運動場暗渠改修事業 内容 暗渠(水路)改修	市	
		西彼中央運動場改修事業 内容 運動場側溝改修	市	
	図書館	西彼図書館改修事業 内容：屋上防水、外壁、内装改修	市	
		大島図書館改修事業 内容：屋上防水、外壁、内装、受変電設備	市	

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>学校給食費助成事業</p> <p>目的:多子世帯の子育てにかかる経済的負担軽減。</p> <p>内容:児童生徒の3人目以降の学校給食費を全額補助する。</p>	市	
		<p>学校ICT化事業</p> <p>目的:急速に発展する情報化社会に対応するための情報活用能力の向上。</p> <p>内容:授業支援、ICT機器の操作支援等を行う支援員を学校に配置する。</p>	市	

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育 の 振 興	義務教育	スクールソーシャルワーカー活用事業 目的：児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、様々な環境におかれた児童生徒を支援する。 内容：教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを配置する。	市	
	高等学校	西海市奨学資金貸付基金 目的：経済的に修学が困難な者に貸付けを行うことで教育の機会均等、人材育成、定住促進を図る。 内容：奨学資金・入学一時金の貸付、返還の一部免除	市	
	生涯学習・スポーツ	地区公民館事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する公立公民館の活動を実施する。	市	
		自治公民館活動支援補助事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する自治公民館の活動に対し、各公民館の管轄人口を基に上限額を定め助成を行う。	市	
		自治公民館モデル補助事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する自治公民館活動に対し、事業費の80%（補助対象経費）15万円を上限として助成を行う。	市	
		学校・家庭・地域の連携協力推進事業 内容：次世代を担う人材の育成のため、放課後や週末等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域住民などの参画による学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少・少子高齢化の進行が著しい本市においては、人口の50%以上を65歳以上の年齢層が占める限界集落が増加しています。経済面での活力低下はもとより、自治活動や文化継承活動の減少・衰退によるコミュニティ機能や相互扶助機能の低下等により、基本的な集落機能の維持にも支障をきたす地域も増加しつつあります。そのため、地域住民の体力や資力が伴わず、空き家や地域の共有施設の老朽化や荒廃による危険箇所の増加、景観の悪化なども生じています。

今後は、これらの集落の課題を明らかにすることに加え、各地域が有する個性や地域資源を活かした取組を推進することにより都市部との交流人口の拡大、移住・定住化を促進し、集落機能の維持・再生を図る必要があります。

また、地域の状況によっては、隣接集落との統合や日常生活に必要な不可欠な施設・機能の集約による新たなネットワーク圏の構築等、集落再編が必要となることも想定されます。このことについては、行政からの一方的なサービスの提供ではなく、地域住民の意向を踏まえながら市民と行政がともに協力しながら地域づくりに取り組んでいかなければなりません。

(2) その対策

- ・地域住民が将来に渡り安全に安心して生活できる地域社会の実現を図るため、地域対策支援員を配置し、過疎化、高齢化等の影響により住民の体力や資力が不足して共有施設等の維持保全ができない地域に対する支援を行います。
- ・地域が抱える課題を明らかにするとともに、地域固有の優れた資源を活かした自発的なまちづくり活動を促進するため、希望する地域や特に支援が必要な地域等に対して地域おこし協力隊を配置し、集落の活動等に対する支援に努めます。
- ・地域が自主的に取り組む実践活動に対して、事業計画の策定や初期投資等に対する支援を行います。加えて、行政だけでなく地域の有識者等のアドバイスにより計画内容の改善等を促進します。
- ・空き家・空き地情報バンク制度や空き家改修補助金により、空き家の利活用を促進します。
- ・地域づくりを進めるうえでは、地域の課題を市民が自らのものと捉え、市民と行政との協働による体制づくりを行うとともに、コミュニティ団体やボランティア団体、NPO団体等の市民参画を促進します。
- ・遊休公共施設等を積極的に活用し、日常生活に必要な不可欠な施設・機能の整備及び維持を図ります。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集 落 の 整 備	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業			
	集落整備	<p>地域対策支援事業 目的：過疎化が著しい地域においては、生活環境の保全等に体力・資力が伴わず苦慮しているため、本事業により市民が将来に渡り安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図る。 内容：地域対策支援員配置 5地区</p> <p>さいかい力創造支援補助事業 目的：地域の特色を活かした活力ある地域づくり及び市民協働のまちづくりを推進する。 内容：市の産業、福祉、芸術文化・歴史、スポーツ、コミュニティ活動、NPO・ボランティア活動その他の各分野において、市内の団体が行う新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を支援する。</p>	市	
	基金積立	地域対策支援事業基金積立	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

過疎化及び高齢化が進行する中、市民が生涯を通じて、生きがいを持って生き生きと暮らすことのできる環境を創出するためには、人との交流や自らへの刺激をもたらす文化活動が大きな効果を果たします。

旧町単位で結成された5つの文化協会がひとつにまとまり発足した西海市文化協会には、舞踊や絵画、生け花などさまざまな文化団体が加盟しており、それぞれに地域性を生かした特徴ある活動をしており、これらの活動のさらなる発展を図るためには、文化協会の運営はもちろんのこと、学習成果を披露する発表会のあり方などに対して、行政の支援が必要です。また、市内各地では獅子舞や浮立など様々な伝統芸能が取組まれており、この活動を将来へ継承していくことが求められています。

本市は、国指定文化財3件、県指定文化財8件、市指定文化財33件があり、周知の埋蔵文化財を加えると約170件を数える文化財が存在しています。また、市内に3館ある歴史民俗資料館には約4,500点の収蔵資料があり、これらの文化財を保存するとともに、その活用を図ることは市民の文化的向上を図る上できわめて重要なことです。しかしながら、市民においては、どのような価値ある文化財があるのか、十分承知していない現状があることから、本市の文化財を多くの市民に理解してもらい、その活用に参画する意識の向上を図る必要があります。

■国・県・市指定文化財リスト(西海市所在分)

令和3年4月1日現在

指定区分	地域	名称	種別	時代	
国	西彼	西海橋	重要文化財(建造物)	現代	
	西海	七釜鍾乳洞	天然記念物(地質・鉱物)		
	大瀬戸	ホゲット石鍋製作遺跡	史跡(その他の生産遺跡)	中世	
県	西彼	西彼町のキリシタン墓碑(2基)	史跡(墳墓/石造物)	近世	
	西海	西彼杵半島猪垣基点	有形民俗文化財	近世	
		南蛮船来航の地	史跡	近世	
		中浦ジュリアン出生の地	史跡(城館跡)	近世	
	崎戸	平島のナーマイドー	無形民俗文化財	近世	
		大立島の植物群落	天然記念物(植物)		
	大瀬戸	多以良の小佐々氏墓所	史跡(墳墓/石造物)	近世	
		松島炭鉱第4坑跡	史跡	近代	
	市	西彼	川島観世音菩薩立像厨子一式	有形文化財	近世
			上岳八朔祭	無形民俗文化財	
下岳龍神祭			無形民俗文化財		
白崎浮立			無形民俗文化財		
平山礎築音頭			無形民俗文化財		
伊ノ浦台場跡			史跡(台場跡)	近世	
大串金山跡			史跡		
四本堂と御茶の水			史跡		
白栄山泉浄寺跡			史跡	中世	
志田三郎の墓			史跡	中世	
岩永和泉守忠茂の墓			史跡	中世	
亀浦郷の大楠			天然記念物		
洲崎神社の社叢			天然記念物		
鳥加郷のユウカリの木			天然記念物		
平原郷のカゴノキ			天然記念物		
八木原天満宮の社叢			天然記念物		
西海			横瀬郷の靈魂塚	有形文化財(歴史資料)	近世
			江川内の五輪の塔	有形民俗文化財	中世
			面高遠照院寺宝(5件)	有形民俗文化財	中世
		五輪の塔(太田和)	有形民俗文化財	中世	
		天久保遺跡	史跡(貝塚)	縄文・弥生	
		面高唐人墓	史跡(墳墓/石造物)	近世	
		船番所跡	史跡(番所跡)	近世	
		ケイマンゴー遺跡	史跡	縄文	
		太田和氏館跡	史跡	中世	
		崎戸	浅間神社「敬神」の額	有形文化財(書跡)	近代
			浄専寺の喚鐘	有形文化財(工芸品)	近世
		大瀬戸	伝「深澤與五郎幸可」肖像画	有形文化財(絵画)	近世
			目一坊石鍋製作所遺跡群	史跡(その他の生産遺跡)	中世
小田貝塚遺跡			史跡(貝塚)	弥生	
松山のアコウの木			天然記念物		
複数に所在		柳のムクの木	天然記念物		
		西海市の鯨組史跡群(鯨納屋場跡)	史跡	近世	
		西海市の鯨組史跡群(市杵島神社/通称「宮島神社」)	史跡	近世	
		西海市の鯨組史跡群(深澤與五郎幸可の墓)	史跡	近世	

(2) その対策

- ・文化協会の自主的な運営を目標とした支援を行うとともに、文化協会未加盟団体の加盟促進による基盤強化の支援を行います。
- ・文化財については、本市は、縄文・弥生時代の史跡から、中世・近世に至る多種の天然記念物及び有形民俗文化財、さらに国、県の指定文化財も有する多様な地域となっていることから、これらの文化財の持つ価値について、市民に周知し、理解を深めます。特に、本市は主に中世で使用された滑石製石鍋の生産地であり、国指定史跡「ホゲット石鍋製作遺跡」をはじめ市内に所在する石鍋製作遺跡や戦後の土木施設として初めて重要文化財に指定された「西海橋」の保護と価値の発信に努めます。
- ・西海ミュージアム構想を基に歴史民俗資料館の整備に努めます。
- ・伝統芸能の保存と活性化による地域活力の向上を図るため、活動に対する支援に努めます。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地 域 文 化 の 振 興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	大島文化ホール改修事業 内容：舞台機構設備・舞台音響設備 舞台照明設備・空調設備	市	
		大瀬戸コミュニティセンター改修事業 内容 機械設備 (エレベーター)	市	
		西海歴史民俗資料館改修事業 内容 機械設備 (エレベーター)	市	
		崎戸歴史民俗資料館改修事業 内容 屋上改修	市	
		大瀬戸歴史民俗資料館改修事業 内容 屋上笠木	市	
		大瀬戸歴史民俗資料館改修事業 内容 屋上・外壁・空調設備	市	
		文化施設キュービクル更新事業 内容 大島離島開発総合センター 大島文化ホールのキュービクル 更新	市	
	その他	西彼農村環境改善センター改修工事 目的：昭和 54 年竣工の当該施設の老朽 化に対応した改修工事を行う。 内容：外壁・防水・太陽光発電設備・空 調設備等の改修	市	
		ホゲット石鍋製作遺跡復旧事業 目的：ホゲット石鍋製作遺跡の崩落の復旧 内容：復旧の工法の調査、測量、設計、工 事	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別 事業 地域文化振興	文化協会補助事業 目的：西海市の文化団体の統合と自立に よる文化活動のレベルアップを図る。 内容：文化協会活動に対する助成。	市	
西彼杵半島石鍋製作遺跡保護事業 目的：ホゲット石鍋製作遺跡を含む石鍋 製作遺跡の保護 内容：西彼杵半島の石鍋製作遺跡の分布 調査、測量、ホゲット石鍋製作遺跡の保 存活用計画の策定		市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、必要となる事業を適宜実施します。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

環境・エネルギービジョン（地球温暖化防止対策地域推進計画）については、市広報誌等を活用した啓発活動を充実させ、地球温暖化防止に関する市民の意識の高揚をこれまで以上に図りながら、多くの参加が得られるような取組を行う必要があります。

本市において高いエネルギーポテンシャルを有する太陽光、木質系バイオマス、風力及び潮流などの再生可能エネルギーを活用し、産業振興と地域の活性化を推進する必要があります。

今後は、国家目標である「2050年CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロ」に向けて、西海市再生可能エネルギー活用計画に基づき、風力、潮力、太陽光および木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した民間企業による発電事業等を、自然環境の保全と、地域の特性に合った広域的かつ持続的な地域・産業の振興に繋げるため、市民、事業者及び行政が連携して推進する必要があります。

(2) その対策

- ・環境・エネルギービジョン（地球温暖化防止対策地域推進計画）に基づき、市地域協議会を中心に様々な分野において温暖化防止に関する行動を興すことが必要であるため、幅広い年齢層の市民を対象とした環境教育の充実など各担当部局間の連携を図ってまいります。
- ・地元企業による小型潮流発電機の開発、民間企業による風力発電事業実施、潮流発電実証フィールドにおける実用・商用化をはじめ、太陽光や木質バイオマスを含めた再生可能エネルギーについて、地域や自然との調和を図りながら導入・集積を推進し、市内企業による関連産業の発展等を支援します。
- ・民間企業による風力発電事業の実施をはじめ、潮力、太陽光及び木質バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、地域や自然との調和を図りながら導入・集積を推進し、市内企業によるエネルギー関連産業の発展等を支援します。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電設備改修事業 目的：公共施設に設置された太陽光発電設備の改修を行い、CO2 の排出量を削減する。 内容：太陽光発電設備を改修し必要な機能を維持する。	市	
		地域脱炭素・再生可能エネルギー推進事業 目的：各分野における CO2 削減の取り組みを、市民・市内企業・行政が一体となって、迅速かつ効果的に推進していくため、「脱炭素×防災」10 者連携協定に基づき、市役所庁舎への太陽光発電設備設置による PPA（電力購入契約）事業の実施、蓄電池設備・EV（電気自動車）等を導入することで、災害拠点の停電リスクを回避し、再生可能エネルギーの普及促進と市民や市内企業等の行動変容を促す。 内容：太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備・蓄電池・充放電設備・EV 用急速充電器の設備設置工事及び設計・監理、EV 用外部給電器の購入を行う。	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー普及推進事業 目的：再生可能エネルギー導入および普及促進、並びに、民間企業による再生可能エネルギー発電等関連事業の無秩序な開発を防止し、自然環境の保全と地域の特性に合った広域のかつ持続的な地域・産業の振興の両立を目指す。 内容：風力発電事業の導入・企業の誘致、長崎大学海洋未来イノベーション機構との連携・共同研究（R2～R4 年度 地方創生交付金事業）西海市風力発電等に係るゾーニング計画の事業推進エリア①江島②中浦③多良地区の 3 箇所ほか市内各地域	市および長崎大学海洋未来イノベーション機構	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の適切な管理に努めるとともに、公共施設等の利用状況及び必要性などを十分に踏まえ、西海市公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、必要となる事業を適宜実施します。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境

本市は、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園の3つの自然公園が指定されており、リアス式海岸をはじめとする美しい自然景観を有しています。市内では老人会等による花の植栽や、道路愛護団体による海岸・河川での清掃活動等が積極的に行われています。本市では、こうした自然環境と調和した景観づくりを進めるため、自然公園指定地域内を中心に、建築行為や開発行為に対し、県と連携し景観づくりに対する指導に努めてきたところです。

また本市は、長崎県で初の希少野生動植物種保存地域に指定されており、市民への自然保護意識の普及啓発に努める必要があります。

イ 行政サービスの高度化

行政組織の効率化を進めていき、行財政基盤の強化、職員の専門職化、新たな行政課題や市民ニーズなどの社会情勢に対応して、地域の声が的確に行政に反映されるよう、行政組織や事務事業について常に見直しが必要となっています。

ウ その他

西海市においては、人口減少や高齢人口比率の上昇を背景として、消費市場規模の縮小や人材不足などによる地域の経済力・活力低下が懸念されています。

(2) その対策

ア 自然環境の保全及び維持

- ・自然と共生する環境共生社会を実現するため、本市の豊かな自然環境に対する認知度を高めるためのPRや啓発活動に努めるとともに、自然環境を本市のまちづくりの共通テーマとして、産業、福祉、教育など幅広い分野との連携による事業の構築を図り、産業の活性化や人材育成、地域間交流の促進を図ります。
- ・自然環境によるまちづくりを標榜するに相応しい景観形成を図るため、道路愛護団体や市民団体等が主体的に取り組む道路や河川等の清掃や草刈等環境美化活動に対する支援に努めるほか、一層の参加促進に努めます。
- ・今後新たに改修や整備を行う施設等については、環境に配慮した機器の導入に努めます。

イ 高度な行政サービスのまちづくり

- ・行政を取り巻く環境の変化に対応できる行政能力を高め、多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政システムを構築するとともに、情報化の促進等による効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指します。
- ・過疎地域の持続的発展を図るため、西海市出身者や西海市を応援してくださる方からのふるさと西海応援寄附金（ふるさと納税）の確保に努め、必要な過疎対策事業等に充当する等、積極的な活用を図ります。

ウ その他

- ・シティプロモーションの強化を図り地域のイメージ・認知度の向上を図り、地域への愛着・帰属意識を高めるとともに、産業の振興や生活環境の充実を図ります。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 目的：移住定住に関する相談窓口設置し、都市部での移住相談会などの相談体制を整える。外部への情報発信などを通じて、当市の魅力を伝え、移住定住の促進を図る。 内容：移住定住相談窓口の設置、移住定住情報サイトの整備など	市	
		さいかい田舎暮らし体験補助金 目的：移住を検討される方に西海市での暮らしを移住前に体験してもらうため 内容：移住を検討される方が市内の農林漁業体験民宿に宿泊する場合、宿泊費の一部を補助する	市	
		空家活用移住定住促進事業 目的：市内の空き家を利活用して、居住する場合、工事費の一部を補助することで移住定住に繋げ、また空き家の解消を図る。 内容：空き家改修工事費の一部を補助する。	市	
	地域間交流	夏祭り開催事業 目的：市内各地で開催することにより地域間交流人口の拡大や地域活性化につなげる。 内容：市内各町で各町ごとにその地域を活かした内容の夏祭りを実施。	実行委員会等	移住者等と地域住民が一体となった祭りの開催を行うことで、新たなコミュニティーの形成や関係人口の増加に寄与する。
		長崎西海トライアスロン事業 目的：イベント開催による交流人口の拡大及び地域のPR。 内容：特徴的な地形や環境を活かした、市民協働によるトライアスロンまつりの実施。	実行委員会	市内外から多くの参加者を募り、市民協働で開催することでシビックプライドの醸成や関係人口の増加に寄与する。
		西海市内ペーロン大会開催事業 目的：イベント開催による地域の伝統文化の継承及び地域間交流人口の拡大。 内容：ペーロン大会開催（地区対抗、職域対抗、小中学生の体験参加）。	実行委員会	地域の伝統文化である当該事業を継続することでシビックプライドの醸成や地域間交流の拡大に寄与する。
		ロードレース大会開催費助成事業 目的：イベント開催による交流人口の拡大及び地域のPR、市民の健康増進及び地域間交流人口の拡大。 内容：ロードレース大会開催。	実行委員会	市内外から多くの参加者を募り、市民協働で開催することでシビックプライドの醸成や関係人口の増加に寄与する。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、 人材育成	人材育成	地域おこし協力隊 目的：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るため、人材の確保を行う。 内容：都市部から地域おこし協力隊として人材の受け入れを行い、各種の地域協力活動に従事いただき、地域課題の解決を図る。	市	
		インターンシップ受入れ支援事業 目的：地元事業者における人材不足の解消及び優秀な人材の確保を支援し、経営の安定化及び経済の活性化を図る。 内容：包括連携協定を結んだ大学と地元事業者が実施するインターンシップの受入れにかかる費用の一部を補助する。	市内 団体	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	アワビ放流パイロット事業 目的：アワビ資源の回復による漁業振興を図る。 内容：大島地区におけるアワビ種苗放流と資源管理の実践（50,000個/年放流）	市	
		効率的な操業体制確立支援事業 目的：漁業コスト削減による経営力強化を図る。 内容：漁業者が取り組む漁船船底清掃活動への支援	漁協	
		水産資源増殖事業 目的：地域主要魚種の資源管理と種苗放流等に取り組む漁獲量の増加による漁業経営の安定を図る。 内容：漁協、漁業者等による産卵場の造成、種苗放流、資源管理対策への取り組みを支援	漁協	
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 目的：新規漁業就業希望者の確保、定着促進を図る。 内容：漁業就業実践・定着研修等への支援	市	
		漁獲物運搬連携支援事業 目的：市内漁協が連携した出荷に組み、漁業者の出荷機会の増大による漁業所得の向上を図る。 内容：漁獲物の共同出荷に要する経費支援	市	
		環境保全型農業推進事業 目的：一次製品のブランド構築による農業の振興及び農家の所得向上。 内容：堆肥の利用促進等による環境保全型農業の推進を図り、西海市の農産品のブランドイメージ向上及び農家の所得向上を図る。	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興	第1次産業	<p>新たな就農者支援事業</p> <p>目的：新規就農者の営農が軌道に乗るまでの営農支援やハウス・機械などの施設等整備への支援、自治会加入や農業経営相談所の活用などを盛り込むことで費用対効果の高い事業として推進する。</p> <p>内容：市内で新たに就農する者の営農支援及び施設等整備経費の一部を支援する。</p> <p>①営農生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農して初期の生活費を支援するもの（定額） <p>②施設等整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農前後の初期の農業施設等の経費の一部を支援（1/2以内で上限400万円、1回限り） 	市	
		<p>新規作物導入・普及支援事業</p> <p>目的：アボカドやオリーブなどの新規作物の導入や普及拡大を目指す農業者に対する支援を行う。</p> <p>内容：新規作物の導入と普及拡大に必要な資材（作物の種子・苗、育苗資材、肥料・農薬、研修費用等）について1/2以内で、上限50万円を補助</p>	市	
		<p>西海市未来につなぐセンダンの森プロジェクト</p> <p>目的：センダンを活用した収益性の高い短伐期林業の創出により、林業や木材産業等の所得向上と雇用創出による人口増加や地域活性化を図る。</p> <p>内容：15年～20年で伐採・収穫できるセンダンを苗木生産から植林・育成管理・伐採まで一貫して行い「西海市産センダン」の産地化を目指し、モデル林として市有林において植林から育成管理、販売試行を行う。</p>	市	
	商工業・6次産業 化	<p>西海市プレミアム付商品券発行支援事業</p> <p>目的：地域経済活性化及び購買力の市外への流出防止。</p> <p>内容：加盟店で使用できるプレミアム付商品券の発行。</p>	商工会	市民自らの消費力をもって地元経済を支える、「地域循環型消費」が推進され、中長期的な地域の活性化に寄与する。
		<p>中小企業振興事業</p> <p>目的：産業の活性化と持続的発展のため、中小企業への振興策により市内事業者の所得向上と雇用の場の創出を図る。</p> <p>内容：中小企業事業者への奨励金や補助金の交付</p>	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業 の 振 興	商工業・6次産業化	「西海の魚ごはん」加工流通促進事業 目的:市内水産物の加工・流通・販売機能の強化による漁業者の所得向上を図る。 内容:水産加工品の開発、販売促進、商談会出店等の取り組みを支援	漁協	
		創業者支援事業 目的:地域商工業の新たな担い手となる若手後継者や市内で新たな業を起こす創業者等に対して、商工会と連携し、経営に必要な知識やノウハウの習得に必要なセミナー等を開催するほか、西海市中小企業振興条例に基づく奨励金や補助金等により、事業拡充や経営の安定化を支援する。 内容:創業希望者や新しい働き方を模索している方を対象に専門家によるセミナー等を開催する。	市	
	観光	農林漁業体験民宿推進事業 目的:西海市の地域資源を活かした滞在型修学旅行の誘致を行うことで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図り、体験プログラムを通して、修学旅行生に西海市の「自然」、「食」、「歴史・文化」の感動を与える。 内容:山と海の郷さいかいを窓口として、市内の農林漁業体験民宿の受皿拡大やネットワーク化、修学旅行生の受入体制の整備・連絡調整のほか、新たな体験メニューの開発、誘致セールスを行う。	一般社団法人	
		ぎゅぎゅっと！西海フェス開催事業 目的:ブランド価値の向上。 内容:特産品を活かした「食」の発信、各種イベント、市民参加型のブース開設等。	実行委員会	地域最大のイベント「ぎゅぎゅっと！西海フェス」が広く認知され、産業の活性化や関係人口の増加に向けてその効果が将来に及ぶ。
		「住んでよし・訪れてよし」のまちづくり応援事業 目的:その地に住む全ての人々にとって理想の観光まちづくりをソフト・ハードの両面から実現するため、「住んでよし・訪れてよし」のまちづくりの実現・創出を強力に後押しする。 内容:「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」が採択された団体に対し、アクションプラン策定に対する取り組みと、策定したアクションプラン実現に向けた取り組みに対する支援を行う。	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興	企業誘致	100人雇用創出プロジェクト 目的：市内への企業誘致を実現し、雇用の場を創出することにより、若者の市外流出を抑制し、定住人口の増加を図る。 内容：市外企業への誘致活動、市内企業が求める人材確保や、遊休地の紹介等の支援の他、西海市企業立地奨励条例に基づき、新設又は増設等の企業に対して、奨励金により、事業拡充の支援を行う。	市	
	その他	水産基盤機能保全事業（計画更新） 目的：漁港施設の長寿命化対策を図る。 内容：漁港施設機能保全計画の更新 全10漁港	市	
		海岸保全施設整備事業（計画更新） 目的：海岸保全施設の老朽化対策を図る。 内容：海岸保全施設長寿命化計画の更新 市内漁港海岸施設	市	
3 地域 にお ける 情報 化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	プログラミング人材育成事業 目的：プログラミングの開発などが出来るデジタル人材の育成を促し、地域課題の解決を図る。 内容：デジタル人材の育成を図るため、ICT技術の活用及び研究開発に関する講座などを実施する。	市	
		西海デジタル人材育成事業 目的：ICT技術などを活用して、地域課題の解決をするため、必要なデジタル人材の育成を図る 内容：デジタル技術活用にあたって、必要なセミナー及び講座などを実施する。	市	
		LINE活用事業 目的：市民がLINEアプリ機能を活用して各種行政手続き等をできるようにし、利便性の向上を図る。 内容：行政手続きにかかる各種届出、検診等申込などに活用	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>自家用有償運送サービス事業 目的：生活交通手段の確保。 内容：市内有人離島において行われる 公共交通空白地有償運送について、事業の継続を図るため運営費の補助を行う。 備考：平島 H21 年度から実施 松島 R1 年度から実施 江島 R3 年度から実施予定</p>	市	
		<p>西海市バス路線維持補助金 目的：必要不可欠な生活バス路線の維持を図り、日常生活における利便性を確保する。 内容：乗合バス事業者が市内生活バス路線を維持するにあたって、必要となる運行経費の一部を補助する。</p>	市	
		<p>新コミュニティ交通運行事業 目的：高齢者等の交通弱者の通院や買い物等の移動手段の確保のため 内容：ドア・ツー・ドアによるコミュニティ交通を運行</p>	市	
	その他	<p>市道雪浦平坦線橋梁（雪浦人道橋）撤去事業 内容：橋梁撤去 N=1 橋(L=89.0m、W=3.0m)</p>	市	
生活	生活	<p>民間賃貸住宅建設促進事業 目的：建設費用の一部を補助することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進し、市民の住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進する。 内容：民間が整備する賃貸住宅等の建設費用の一部を補助する。</p>	市	
		<p>親子でスマイル住宅支援事業（住宅性能向上リフォーム支援事業） 目的：安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成と健康寿命の維持増進を図る。 内容：戸建住宅又はマンション等のリフォーム工事を行う者に対し、補助金を交付する。</p>	市	
		<p>子育て応援住宅建築支援事業 目的：安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成と健康寿命の維持増進を図る。 内容：新たに3世代同居又は近居、多子世帯で同居するための新築工事を行う者に対し、補助金を交付する。</p>	市	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	危険施設撤去	老朽危険空き家除却支援事業 目的：空き家等の管理の適正化を図ることにより、管理不全な状態となることを防止し、もって市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心な暮らしの実現に寄与。 内容：空き家等の除却を行う者に対し補助金を交付する。	市	
		危険空き建築物除却支援事業 目的：空き建築物の管理の適正化を図ることにより、管理不全な状態となることを防止し、もって市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心な暮らしの実現に寄与する。 内容：空き建築物の除却を行う者に対し補助金を交付する。	市	
	防災・防犯	防災力向上支援事業 目的：地域の防災力向上。 内容：行政区単位で結成した自主防災組織に対し、防災用資機材を支給する。また、防災士資格取得者に対し、補助金を交付する。 (84組織)	市	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	特別保育事業（療育保育） 目的：誰もが安心して暮らすことのできる魅力ある生活・居住環境づくり 内容：支援を要する児童が入所している保育所等において当該児童を担当する保育士の人件費等の一部を助成し、安心して子育てができる環境を整備する。市の実施要綱に基づく療育保育事業を実施する私立保育所等に対して市が定めた基準額以内の範囲で助成する。	市内保育所	
		こども医療費助成事業（小・中・高校生） 目的：少子化による人口減少対策として、従来実施している乳幼児福祉医療費助成事業の対象者をこども（小・中・高校生）まで拡大することにより、保護者の経済的負担を軽減する。 内容：従来の乳幼児医療助成事業に準ずる。	市	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>目的：子育て環境の充実による少子化の抑制。</p> <p>内容：保育の実施に要する保育費用負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準より低廉な負担額の設定 ・同時入所第2子以降無料化 ・第3子以降保育料無料化 ・副食費の無償化 	市	
		<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>目的：子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを開設する。</p> <p>内容：子どもの預かり、送迎や会員の募集、情報交換の場を提供するなどの活動を実施する。</p>	市	
	高齢者・障害者福祉	<p>わいわいサロン事業</p> <p>目的：高齢者の生きがいづくり、社会参加促進。</p> <p>内容：老人会等の年間計画に基づく自主的な社会参画活動に対する活動費助成。</p>	老人会等	
		<p>障害者等交通費助成事業</p> <p>目的：障害者及び高齢者の社会活動の参加の機会を増やし、障害者等の自立を図ることを目的とする。</p> <p>内容：障害者及び高齢者の自立を図るため、交通費の一部を助成。</p>	市	
その他	<p>出産祝金事業</p> <p>目的：次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長に寄与するとともに子育て世帯の経済的な支援を行う。</p> <p>内容：支給対象の子どもが出生後、本市に引続き居住する意思がある世帯に対して、祝金を支給する。</p>	市		

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	その他	特定不妊治療費助成事業 目的：不妊治療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 内容：体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。1回につき10万円（凍結胚移植等については5万円）を限度とする。	市	
		未熟児産後支援事業 目的：市内に産婦人科がなく、出生後入院加療を必要とする未熟児の保護者（産婦）の宿泊費を助成することで、授乳や愛着形成のために見のもとに通う産婦の身体的負担及び経済的負担を軽減する。 内容：宿泊費（食費を除く）の一部を助成する。（12万円上限）	市	
		婚活支援事業 目的：独身男女の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、関係団体と連携しつつ独身男女同士の出会いと交流の場を提供する。 内容：婚活イベント、セミナー及び県の婚活支援システム登録促進等	市及び 市内団体	
	基金積立	特別保育事業（療育保育）基金積立 しまの子育て支援事業基金積立 わいわいサロン事業基金積立 こども医療費助成事業基金積立	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	医療機関新規開設・承継補助事業 内容：病院等の新規開業、既存病院等の承継する医師に対して支援を行う	市	
	基金積立	救急医療確保対策事業基金積立	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校給食費助成事業 目的：多子世帯の子育てにかかる経済的負担軽減。 内容：児童生徒の3人目以降の学校給食費を全額補助する。	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	義務教育	学校ICT化事業 目的：急速に発展する情報化社会に対応するための情報活用能力の向上。 内容：授業支援、ICT機器の操作支援等を行う支援員を学校に配置する。	市	
		スクールソーシャルワーカー活用事業 目的：児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、様々な環境におかれた児童生徒を支援する。 内容：教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的知識・技術を備えたスクールソーシャルワーカーを配置する。	市	
	高等学校	西海市奨学資金貸付基金 目的：経済的に修学が困難な者に貸付けを行うことで教育の機会均等、人材育成、定住促進を図る。 内容：奨学資金・入学一時金の貸付、返還の一部免除	市	
	生涯学習・スポーツ	地区公民館事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する公立公民館の活動を実施する。	市	
		自治公民館活動支援補助事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する自治公民館の活動に対し、各公民館の管轄人口を基に上限額を定め助成を行う。	市	
		自治公民館モデル補助事業 目的：地域づくり活動の促進による集落の活力向上。 内容：地域づくりや人づくり等に資する自治公民館活動に対し、事業費の80%（補助対象経費）15万円を上限として助成を行う。	市	
		学校・家庭・地域の連携協力推進事業 内容：次世代を担う人材の育成のため、放課後や週末等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域住民などの参画による学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。	市	

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域対策支援事業 目的：過疎化が著しい地域においては、生活環境の保全等に体力・資力が伴わず苦慮しているため、本事業により市民が将来に渡り安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図る。 内容：地域対策支援員配置 5地区	市	
		さいかい力創造支援補助事業 目的：地域の特色を活かした活力ある地域づくり及び市民協働のまちづくりを推進する。 内容：市の産業、福祉、芸術文化・歴史、スポーツ、コミュニティ活動、NPO・ボランティア活動その他の各分野において、市内の団体が行う新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を支援する。	市	
	基金積立	地域対策支援事業基金積立	市	
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化協会補助事業 目的：西海市の文化団体の統合と自立による文化活動のレベルアップを図る。 内容：文化協会活動に対する助成。	市	
		西彼杵半島石鍋製作遺跡保護事業 目的：ホグット石鍋製作遺跡を含む石鍋製作遺跡の保護 内容：西彼杵半島の石鍋製作遺跡の分布調査、測量、ホグット石鍋製作遺跡の保存活用計画の策定	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー普及推進事業 目的：再生可能エネルギー導入および普及促進、並びに民間企業による再生可能エネルギー発電等関連事業の無秩序な開発を防止し、自然環境の保全と地域の特性に合った広域的かつ持続的は地域・産業の振興の両立を目指す。 内容：風力発電事業の導入・企業の誘致、長崎大学海洋未来イノベーション機構との連携・共同研究（R2～R4 年度 地方創生交付金事業）西海市風力発電等に係るゾーニング計画の事業推進エリア①江島②中浦③多以良地区の3箇所ほか市内各地域	市および長崎大学海洋未来イノベーション機構	